

はじめに



わが国では、人口減少局面を迎え、令和7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者となり、令和22（2040）年には高齢者数がピークに達すると見込まれ、高齢化社会が一層進展することとなります。従来の際限のない成長路線から、令和17（2030）年までに達成すべきゴールを示したSDGs（持続可能な発展目標）とデジタル化を推進しなければなりません。

甲良町は令和27（2045）年には現在の約7千人の人口が4千人となり、30年間で人口が42%も減少すると推計されています。安心な生活を支える地域コミュニティ機能や、快適な生活を支える基盤の維持がテーマであります。これからの10年の取り組みによって未来を見通せるかどうか重要となります。

様々な課題に取り組むにあたって、行政の力だけでは限界があります。住民の皆様と行政、関係機関や事業所のほか、県や周辺市町が力を合わせ、協働することがまさに求められています。

住民の皆様や現役中学生へのアンケート調査の実施や、総合計画策定審議会における活発な意見交換、町議会での協議、庁内での協議等を行い、多くの皆様の英知を集めて、新たな総合計画の策定にこぎつけられました。

本計画は、特に「住民主体」「人権尊重と郷土愛」「進取の気性」という3つの姿勢を大切に、5つの基本目標を推進します。とりわけ、若者や子育て世代の定住・移住を進めるために4つの重点プロジェクトに力を注いでまいります。「せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち～住む人が誇りに思う町をめざして～」をめざす町の将来像として、住む人自身が甲良町に愛着と誇りを感じられる取り組みを推進し、一人ひとりが輝くことを社会に発信することで、本町が直面する新たな局面を打開していきたいと考えています。

さあ『みんなでまちづくり』を進めようではありませんか！

令和3年3月

甲良町長 野瀬喜久男

目 次

序 論

第1章 計画の策定にあたって.....	3
第1節 計画策定の趣旨	4
第2節 計画の役割.....	5
第3節 計画の構成と期間	6
1. 基本構想	6
2. 基本計画	6
3. 実施計画	6
第2章 甲良町の現状と社会環境の変化	7
第1節 甲良町の概況.....	8
1. 位置と地勢	8
2. 歴史・沿革	8
3. 人口の状況	10
4. 産業や雇用の状況.....	15
5. 土地利用の状況.....	16
第2節 住民による甲良町の評価.....	17
1. 調査について.....	17
2. 町への愛着や定住意向、その理由について	18
3. 分野別に見た評価とまちづくりに重要なこと	20
4. まちづくりで重点的に取り組むこと.....	25
第3節 社会環境の変化と本町の課題	26
1. 地方創生の推進.....	26
2. 少子高齢化のさらなる進展.....	26
3. 若者世代の転出超過	27
4. 防災意識、公衆衛生意識の高まりと地域社会	28
5. 新たなテクノロジーの進歩と活用	28
6. 住民協働や民間活力の導入による公共サービスの提供	29

基本構想

第3章 めざす将来像とまちづくりの基本方針	33
第1節 めざす町の将来像	34
第2節 まちづくりの基本姿勢.....	35
第3節 基本指標.....	36
1. 将来人口推計.....	36
2. 目標人口	36
第4節 土地利用方針	37

第4章 まちづくりの基本目標.....	39
基本目標1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造.....	40
基本目標2 みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」.....	41
基本目標3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会.....	42
基本目標4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町.....	43
基本目標5 持続性ある町政と開かれたまちづくり.....	44
計画の体系.....	45
第5章 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進.....	47
第1節 総合戦略の位置づけ.....	48
第2節 総合戦略の基本方針.....	48
第3節 基本目標横断型の重点プロジェクト.....	49
基本計画	
SDGsについて.....	52
第6章 本計画における重点プロジェクト.....	53
第1節 重点プロジェクトの体系.....	54
第2節 重点プロジェクトの具体的施策と評価指標.....	55
第7章 基本計画で定める推進施策、成果目標.....	59
基本目標1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造.....	60
政策1 農業を振興する.....	62
政策2 商工業を振興する.....	63
政策3 観光を振興する.....	64
政策4 労働・勤労を推進する.....	65
基本目標2 みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」.....	66
政策1 乳幼児保育・教育を充実する.....	68
政策2 学校教育を充実する.....	69
政策3 社会教育（生涯学習）を充実する.....	70
政策4 歴史文化の保全と普及.....	71
基本目標3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会.....	72
政策1 地域福祉・社会福祉を推進する.....	74
政策2 健康（保健・医療）を推進する.....	75
政策3 子育て支援・家庭支援を推進する.....	76
政策4 高齢者福祉を推進する.....	77
政策5 障害者（児）福祉を推進する.....	78
政策6 共生・人権を大切にする.....	79
政策7 社会保障を推進する.....	80

基本目標 4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町.....	82
政策 1 環境保全を推進し、地球環境を大切にする.....	84
政策 2 環境衛生を大切にする.....	85
政策 3 防災・生活安全を推進する.....	86
政策 4 道路・公共交通を整備する.....	87
政策 5 上下水道を整備する.....	88
政策 6 居住環境を整備する.....	89
政策 7 消費生活（消費者保護）を推進する.....	90
基本目標 5 持続性ある町政と開かれたまちづくり.....	92
政策 1 健全な行財政運営を推進する.....	94
政策 2 住民と行政の協働を推進する.....	95
政策 3 行政のデジタル化を推進する.....	96
政策 4 広域行政を推進する.....	97
第 8 章 基本計画の推進体制.....	99
第 1 節 庁内推進体制の整備と関係機関等との連携.....	100
第 2 節 進捗の管理.....	100
第 3 節 計画の見直し.....	100
資料編	
(1) 諮問書・答申書.....	102
(2) 策定の経緯.....	104
(3) 計画策定条例.....	106
(4) 総合計画策定審議会委員名簿.....	108
(5) 用語集.....	109

序 論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

甲良町（以下、「本町」という。）では、昭和45年の「甲良町総合計画」の策定、昭和55年の一部改定、平成2年の全面改定による「甲良夢現計画」の策定に続き、平成11年に、「心かよい、人がきらめく、せせらぎ遊園のまち甲良」を将来像とする第2次総合計画を策定し「住民主体のまちづくり」と「人権尊重のまちづくり」を2本柱とする施策を立て、平成15年に制定された「甲良町まちづくり条例」に則り推進してきました。さらに、平成22年に甲良百年後の姿の第一歩として、第3次計画にあたる「甲良町新総合計画」を策定し、人口減少社会、情報化の進展、地方分権の推進、地球規模の環境問題等の諸課題に向き合ってきました。

しかし、人口減少社会のさらなる進行、経済成長の鈍化、産業構造や働く環境の変化、人工知能をはじめとする先端技術の革新、各地で発生する大規模災害、感染症の拡大等、社会経済を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、複雑・多様化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりの方策が求められています。

こうした課題に対応すべく平成26年度に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国においては国民一人ひとりが個性豊かで魅力ある地域社会において、うるおいのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域や自治体の実情に応じた環境整備を進めるために、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、東京への一極集中是正と地方創生をセットで取り組んできました。

本町においては、財政危機、地方分権といった地方を取り巻く環境が激変する中で、県内で進められた市町村合併をすることなく今日を迎えました。近年、三位一体の税制改革の影響や公共施設の老朽化等もあり、厳しい財政事情が続いていますが、状況を打開するために、平成28年2月には「甲良町人口ビジョン」及び「甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定し、まちづくり、ひとづくり、しごとづくりに係る将来に向けた投資事業にも取り組んできました。

これらを踏まえ、本町を取り巻く喫緊課題や中長期的な視野に立った課題の解決のために、また、住民と行政の協働を進め、一人ひとりが輝き、笑顔で暮らせる豊かな農村「甲良町」を持続・発展させていくために、この度、「第4次甲良町総合計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。めざすべき「町の将来像」や「まちづくりの目標」を明らかにし、その実現に向けての住民や事業者と行政の共通の指針とします。

なお、本計画は、「第2期甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含するものとし、将来人口展望（人口ビジョンの改定）や重点プロジェクトの設定、検証サイクルの導入を通じて、国・県の施策との整合性を保ちつつ、計画の実効性を高めていくものとします。

第2節 計画の役割

本計画は、まちづくりの方向性に対する施策の基本的方向を策定するものであり、町の最上位計画に位置づけられます。行財政運営を合理的に進め、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための指針となるものです。

国では、平成23年5月に「地方自治法」が一部改正され、これにより市町村における「基本構想策定の義務づけ」が撤廃されました。しかし、本町においては、総合計画における基本構想、基本計画の重要性に鑑み、引き続き計画を策定します。

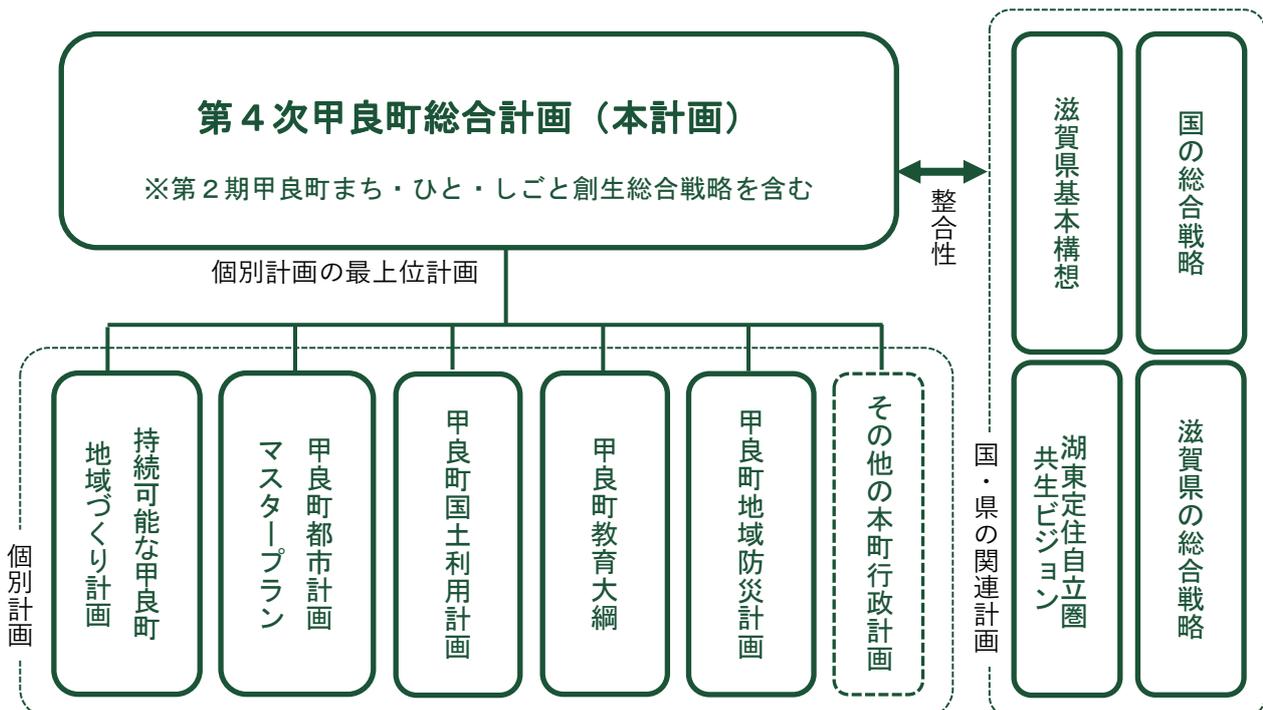
本計画は、行政の役割を体系化し、住民参加によるまちづくりを推進するための活動指針となるとともに、各種の地域計画の策定や事業、取り組みにおいて、行政、住民、事業者等の役割を明らかにし、その実施を要請するものです。

また、近年の地方創生の政策展開を受け、「総合戦略」と一体的な運用をめざすものとし、本計画に「第2期甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含するものとします。中長期的なビジョンの下で、住民や事業者、行政が一体となってまちづくりに取り組むことは、「甲良町まちづくり条例」の理念にも合致するものです。条例に基づく議会との協議を経ることで、行政の一義的な計画の枠を超え、地方公共団体としての自治体計画として位置づけ、町全体でめざすべき「町の将来像」に向けて、一丸となって取り組みます。

さらに、計画の実施、進捗状況等の進行管理については、個別計画との連携を保ち、特に力を入れるべき主要施策（重点プロジェクト）を中心に行います。計画の広報・広聴については、町の広報誌やウェブサイトを活用するなどして、広く住民に周知を図ります。

なお、国・県の方針や計画に対応し、必要に応じて計画の見直しを検討します。

■本計画の位置づけ



第3節 計画の構成と期間

1. 基本構想

「基本構想」は、令和3年度から令和12年度までを目標年度として、甲良町の未来の展望に立った将来像を設定し、これを達成するための施策の大綱を示すものです。

2. 基本計画

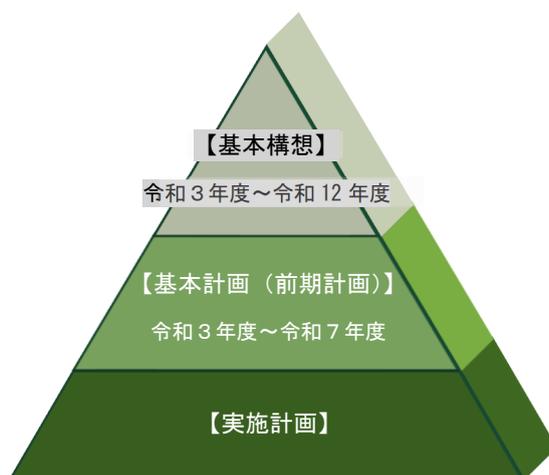
「基本計画」は、基本構想に掲げた将来像及び基本目標を実現するために必要となる施策を分野別に体系的に示すものであり、まちづくりの指針を具体的に示すものです。

本計画で定める期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とし、前期計画期間とします。また、令和8年度から令和12年度までを後期計画期間とし、社会経済環境の変化や施策の進捗状況、国・県の動向、住民意見や行財政改革推進委員会等における意見を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

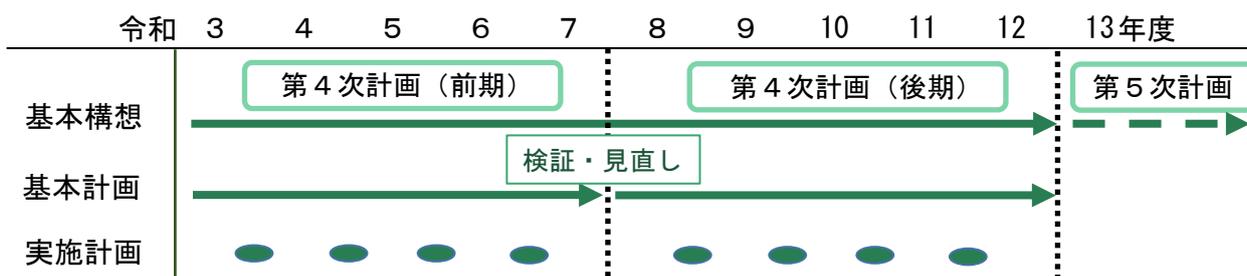
3. 実施計画

「実施計画」は、基本計画において定めた施策を効果的に実施するために、毎年度の予算に基づいて実行するものです。必要性に応じて策定できることとします。

■計画の構成



■計画の期間



第2章 甲良町の現状と社会環境の変化

第1節 甲良町の概況

1. 位置と地勢

【位置・規模】

本町は、琵琶湖の東部・湖東平野に位置し、東は多賀町、北は彦根市、西は豊郷町、南は愛荘町と接しています。人口約 11 万人を擁する彦根市の中心部まで自動車ですら約 15 分の位置にあり、通勤・通学、買い物といった日常生活の様々な場面において、彦根市とは非常に密接な関わりを持っています。

なお、町は東西 5.32km、南北 5.15km、面積は 13.62 km²で、県内では 2 番目に小さな町です。

【自然・地形】

本町は、犬上川左岸の扇状地に広がる町です。東に鈴鹿山脈の麓に位置する正楽寺山（標高 308m）、池寺山（同 334m）があり、さらにその山並みは西北方向の西が岡山（同 215m）へとつながっています。町の北境部には、鈴鹿山脈から琵琶湖に注ぐ犬上川が流れ、町の大半を占める平野部は、この犬上川の堆積作用でできたなだらかな傾斜の扇状地で形成されています。

2. 歴史・沿革

【水と米作りの歴史】

本町はかなり古くから拓けた町です。昭和 56 年から始められた圃場整備事業に伴う埋蔵文化財調査の結果、縄文中期には人が住み始め、約 4,500 年の歴史があることがわかっています。

奈良時代に入ると、犬上川扇状地に灌漑水路が掘られて本格的な米作りが始まり、平安時代には条里的な地割り等が行われ、甲良荘として拓かれてきました。約 1,300 年前には町の平野部に農村風景が形成されていました。

本町では、洪水と旱魃（かんばつ）の繰り返しという歴史が永く繰り返されてきました。嘉永 6 年（1771 年）には史上例を見ない大旱魃に見舞われ、近くは昭和 7 年（1932 年）の大旱魃で犬上川両岸に農民が集まり、「犬上川騒動」といわれる水争いによる大惨事を引き起こしています。日本初の灌漑用の犬上川ダムが築造されたことも、水をめぐる先人たちの苦悩の歴史があったからです。

その後、水利が整えられ、本町は評判の高い甲良米の産地として、稲作単一型の農業生産を続け、発展してきました。さらに戦後の日本の高度経済成長とともに、農業経営は合理化要求が高まり、かつての農村景観の保全に優先して農業基盤整備が展開されることになりました。本町を代表する歴史的特性の一つは、こうした「水と米作りの歴史」であるということが出来ます。

【甲良の三大偉人を輩出した歴史】

中世から近世にかけて、本町は京都に近いこともあって、日本の政治・経済活動と深い関わりを持ってきました。

特に、甲良の三大偉人と称される人物の存在は傑出しており、足利尊氏とともに室町幕府の創立に参加し、文武に秀でた「佐々木道誉（佐々木高氏・京極道誉）」、関ヶ原の戦いや大坂の陣の功績により伊勢・伊賀 32 万石の大名となった「藤堂高虎」、徳川幕府の作事方大棟梁として日光東照宮の造替を司り、甲良大工の名を全国に知らしめた「甲良豊後守宗廣」らは、甲良の地で生まれあるいは暮らし、日本の歴史の表舞台で大活躍しました。

これら「甲良の三大偉人」を輩出した歴史に代表されるように、深い歴史と地域の文化を育んできました。豊かな歴史文化の蓄積も町の大きな特徴です。

【人権推進の歴史】

華やかな歴史文化とともに、本町では貧困と人権推進の歴史があります。日本には歴史的発展過程の中で形成されてきた身分階層構造に基づく差別により、基本的人権を侵害されてきた地区があり、本町にもこうした歴史を持つ地区があります。本町では近年、同和対策及び人権推進に取り組んできましたが、社会課題となっている貧困の連鎖は現代的課題として捉えることができます。

ここに人権尊重のまちづくりを進める背景があります。



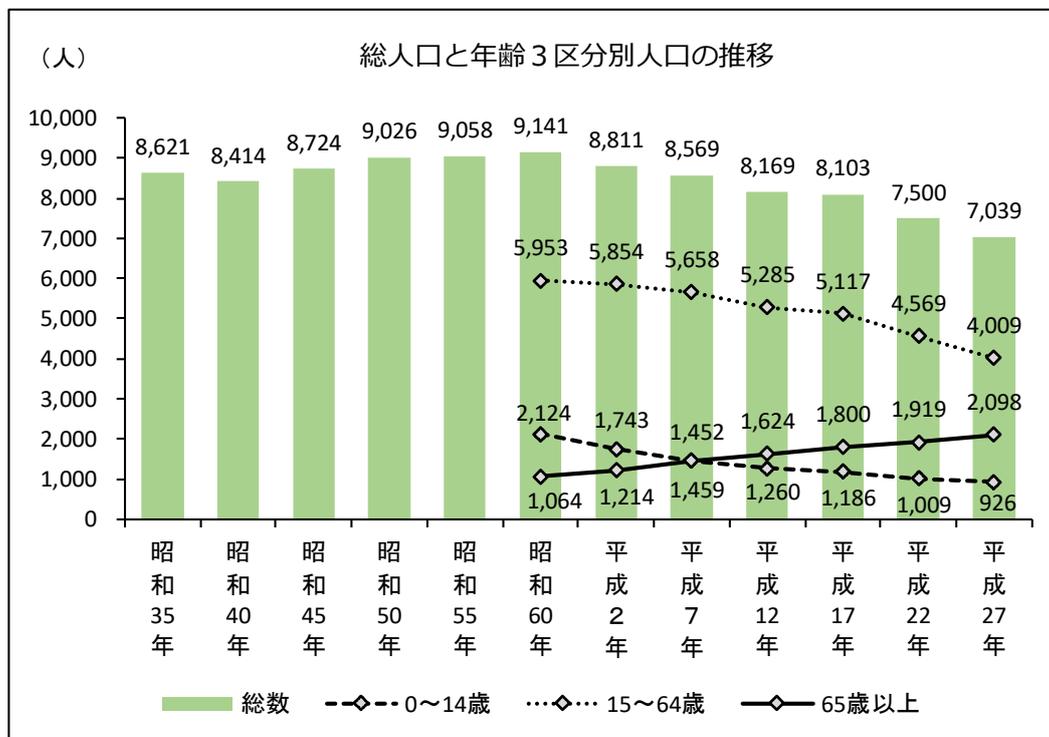
甲良三大偉人 本町公認イラストレーション
(左から佐々木道誉、藤堂高虎、甲良豊後守宗廣)

3. 人口の状況

(1) 人口の推移

■総人口と年齢3区分別人口の推移

長期人口推移を見ると、昭和60年を境に減少に転じ、現在は約7千人となっています。

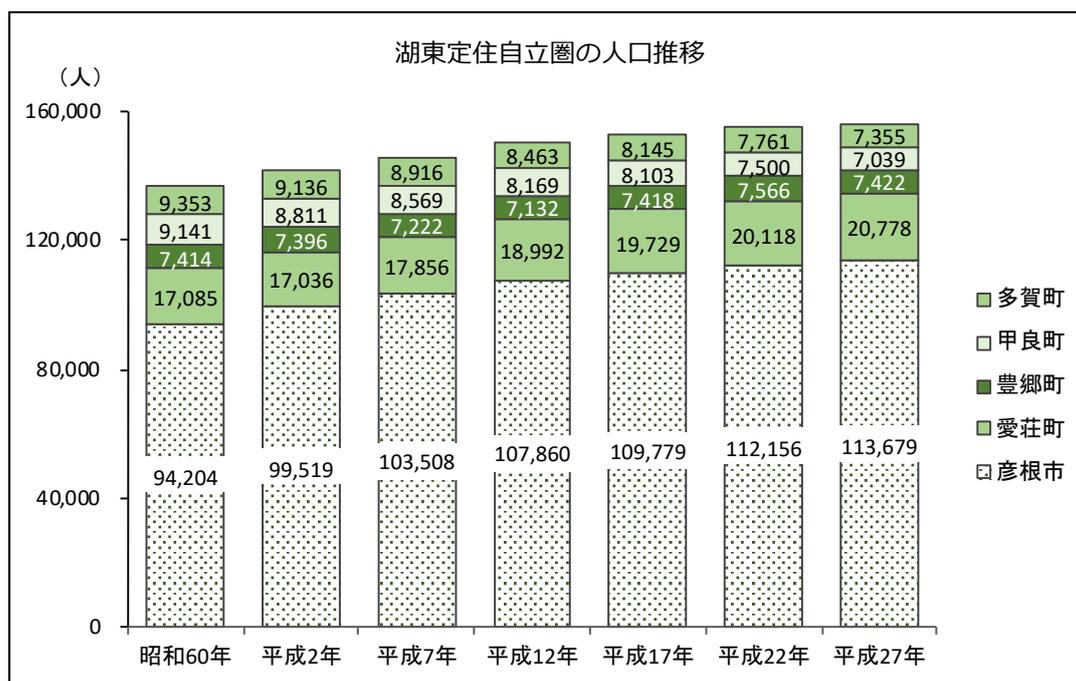


※総数には年齢不詳人口を含むため合計が合わない場合があります。

資料：国勢調査

■湖東定住自立圏の人口推移

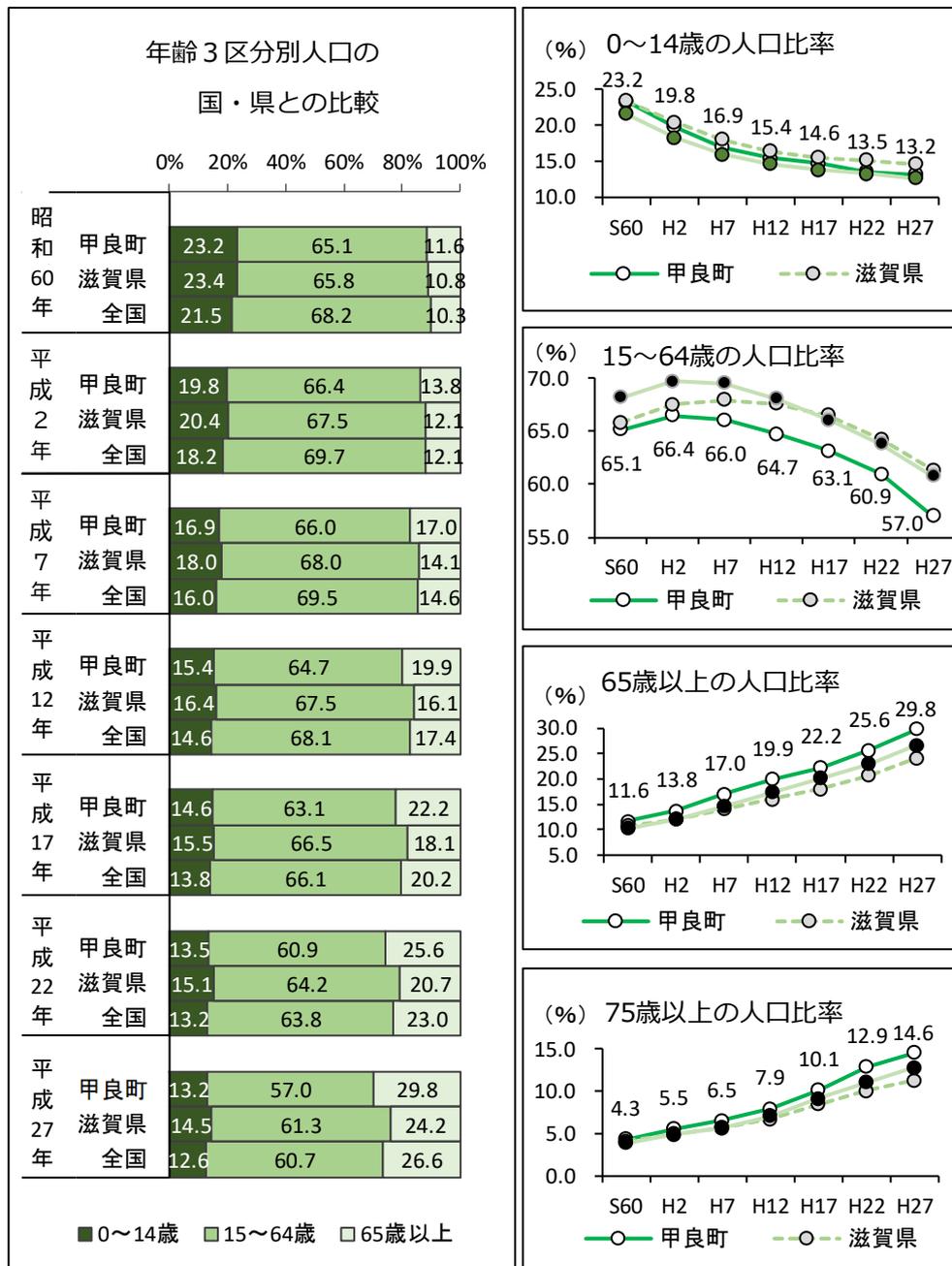
湖東定住自立圏の人口は緩やかに増加傾向にあります。



資料：国勢調査

■全国及び滋賀県との人口構成比較

全国及び滋賀県と年齢3区分で比較したところ、65歳以上人口の比率は高く、15～64歳人口の比率は低くなっています。0～14歳人口の比率は、全国平均を僅かに上回っているものの、滋賀県平均を下回っています。



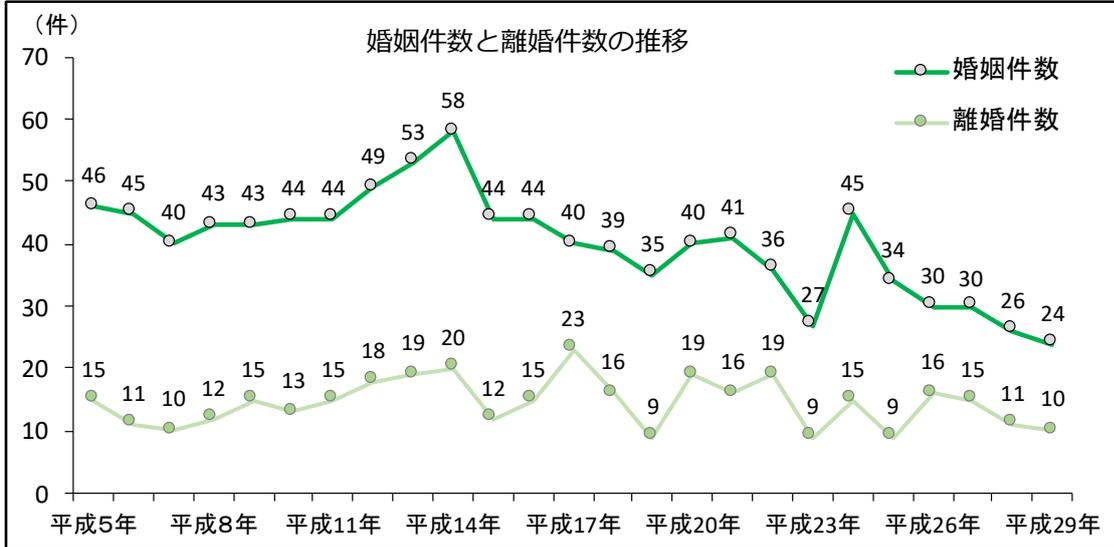
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

資料：国勢調査

(2) 自然動態の変化

■ 婚姻件数と離婚件数の推移

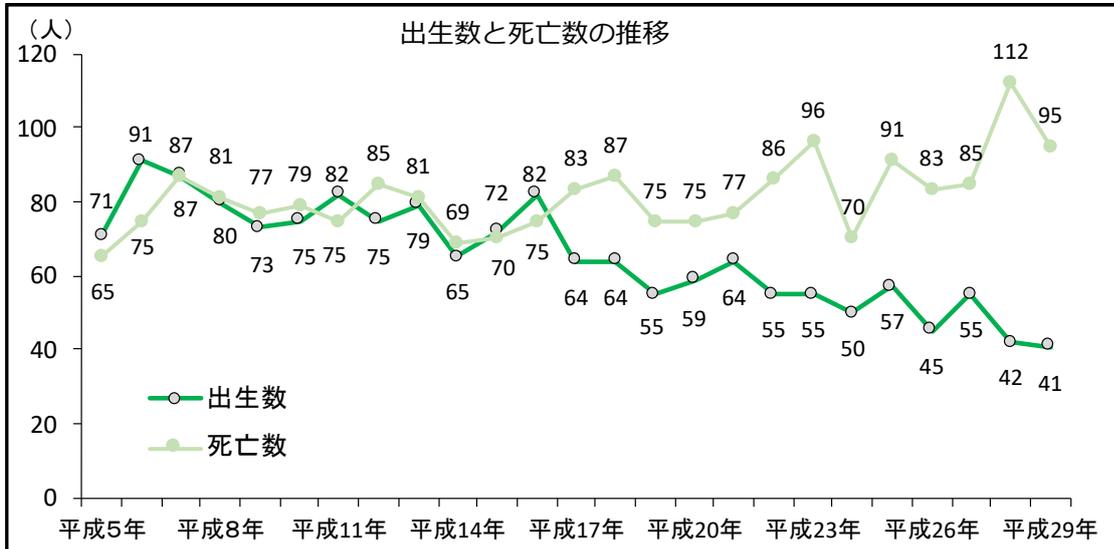
婚姻件数、離婚件数とも減少傾向にあります。



資料：甲良町

■ 出生数と死亡数の推移

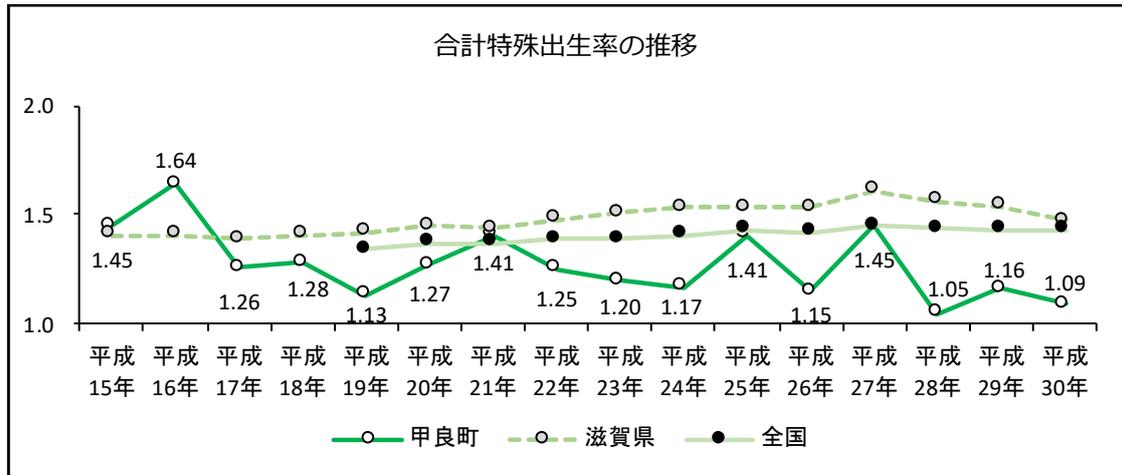
出生数は減少傾向にある一方で、死亡数は増加傾向にあります。



資料：甲良町

■合計特殊出生率の推移

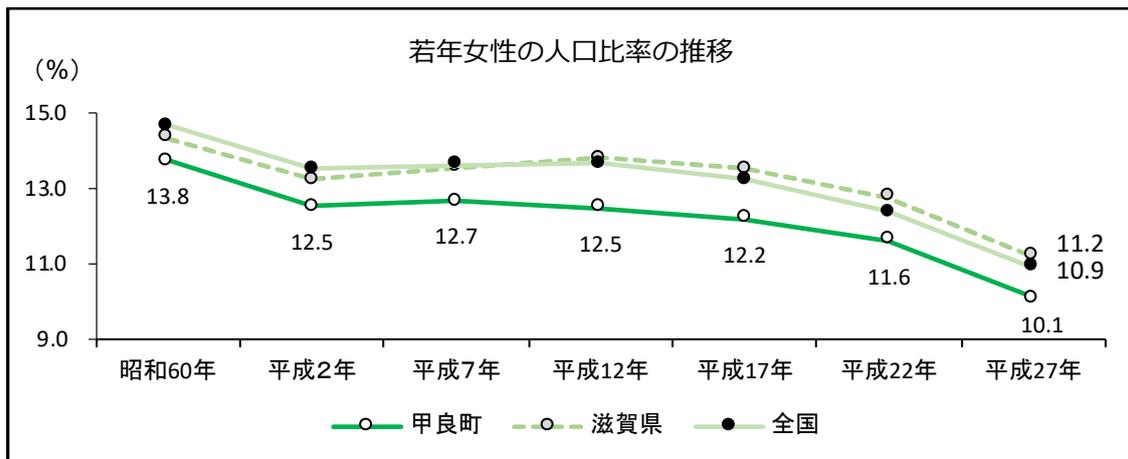
合計特殊出生率は全国及び滋賀県と比較して近年、低い水準となっています。



資料：甲良町

■若年女性の人口比率の推移

出生数や合計特殊出生率と相関性が高い若年女性（20歳～39歳）の人口比率を見ると、本町は全国及び滋賀県と比較して低い水準となっています。



資料：国勢調査



西保育センター 節分豆まき

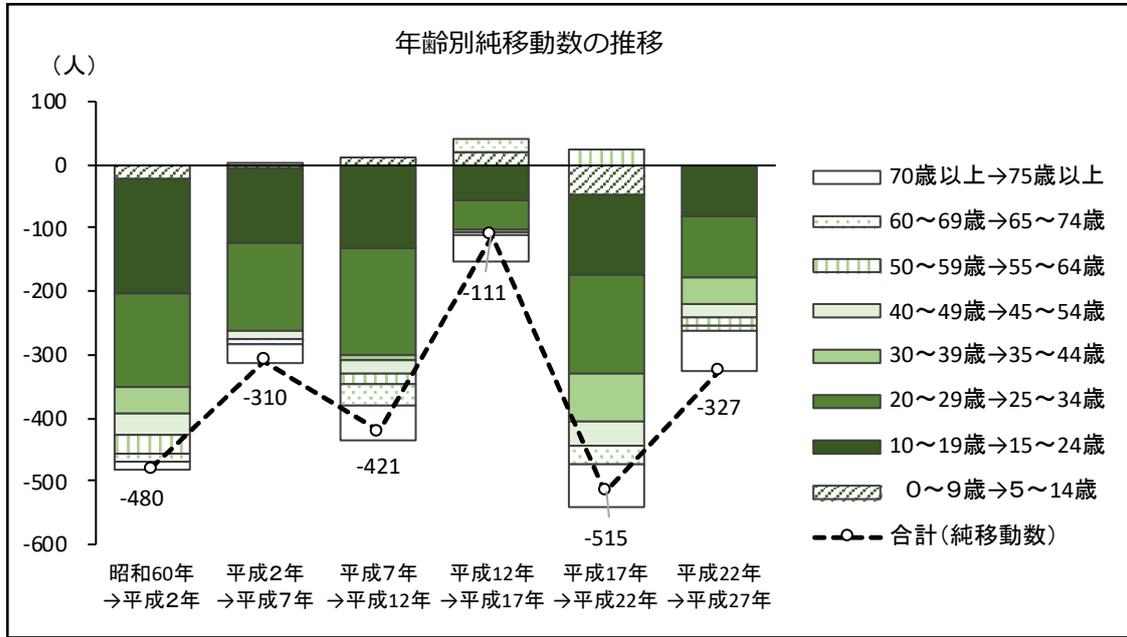


甲良中学校 体育大会

(3) 社会動態の変化

■ 年齢別純移動数の推移

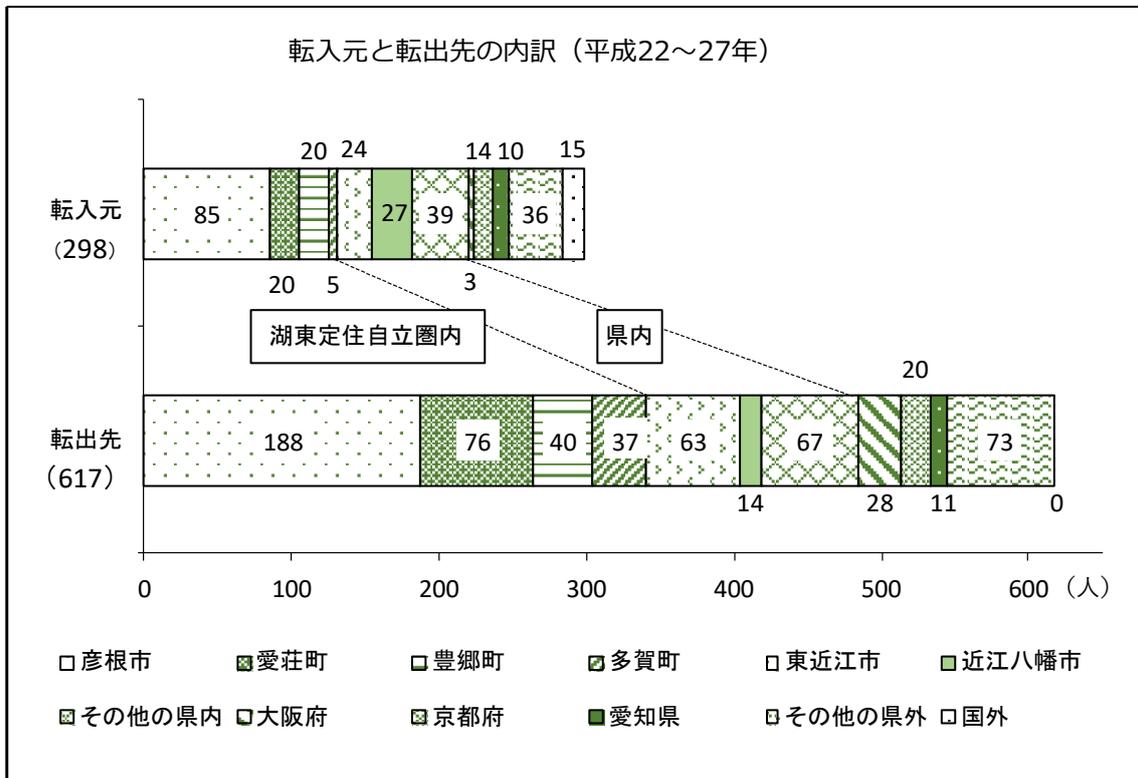
長期的な推移を見ると、5年ごとに300～500人程度の人口社会減が生じています。特に10歳代、20歳代の社会減が目立ち、40歳代以上の減少幅は僅かとなっています。



資料：国勢調査

■ 転入元と転出先の内訳

湖東定住自立圏内の移動が多くなっており、彦根市への転出超過が多くなっています。



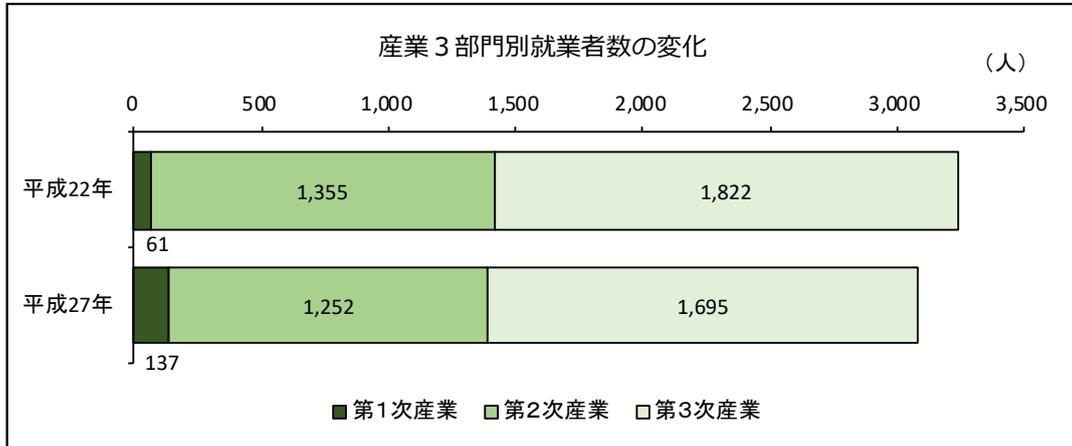
資料：国勢調査

4. 産業や雇用の状況

(1) 産業別就業人口

■産業3部門別就業者数の推移

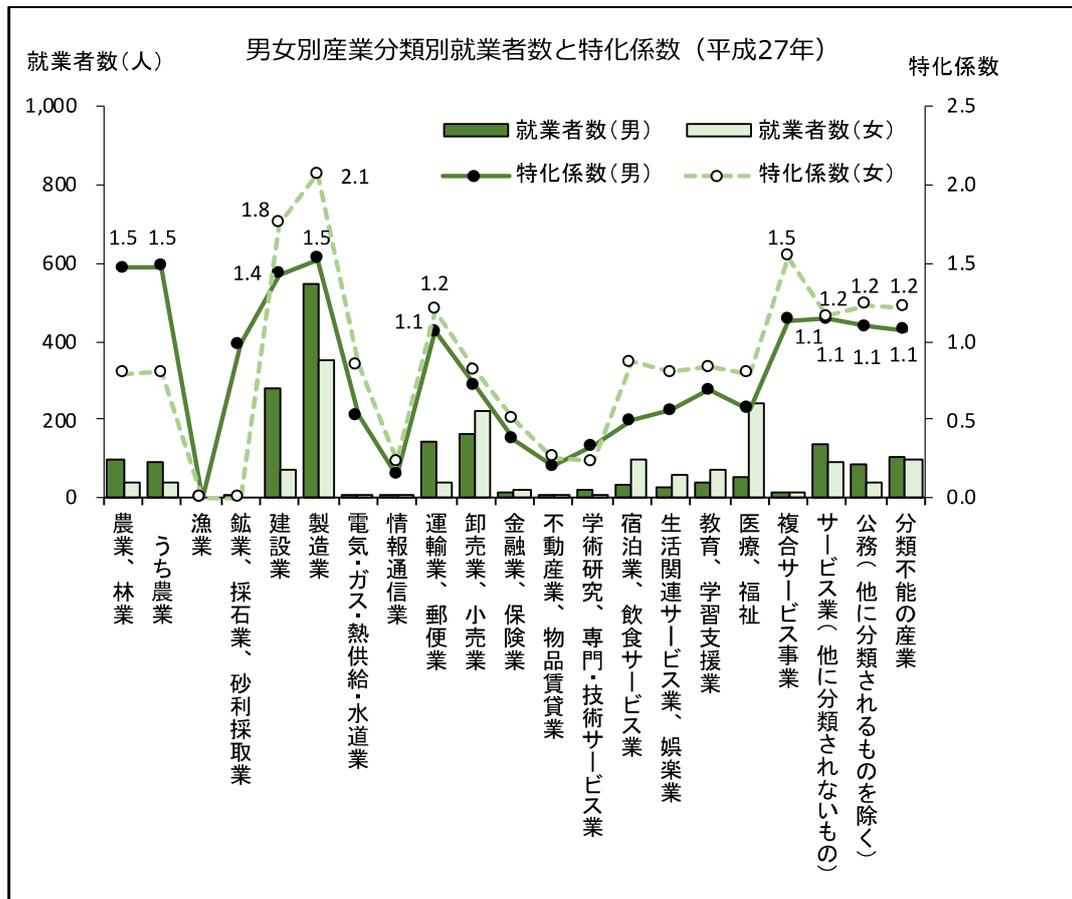
第1次産業の就業者数が増加している一方で、第2次、第3次産業は減少しています。



資料：国勢調査

■男女別産業分類別就業者数と特化係数

製造業、建設業等の就業者割合は全国平均よりも高くなっています。



※特化係数は、産業の強みを見る指数です。1.0を超える項目が国内において相対的に強みがある産業です。

資料：国勢調査

5. 土地利用の状況

■地目別土地利用現況面積比率

土地利用の状況を見ると、田が占める割合が最も高く 46.6%となっており、ついで宅地が 16.5%、山林が 13.8%と続いています。

地目	面積(ha)	構成比(%)
田	635	46.6
畑	46	3.4
宅地	224	16.5
池沼	2	0.1
山林	188	13.8
原野・雑種地	32	2.3
その他・道路	236	17.3
計	1,362	100.0

※地目ごとに端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。

資料：令和元年度甲良町固定資産概要調書



八幡神社 藤堂高虎公ゆかりの紫藤樹

第2節 住民による甲良町の評価

1. 調査について

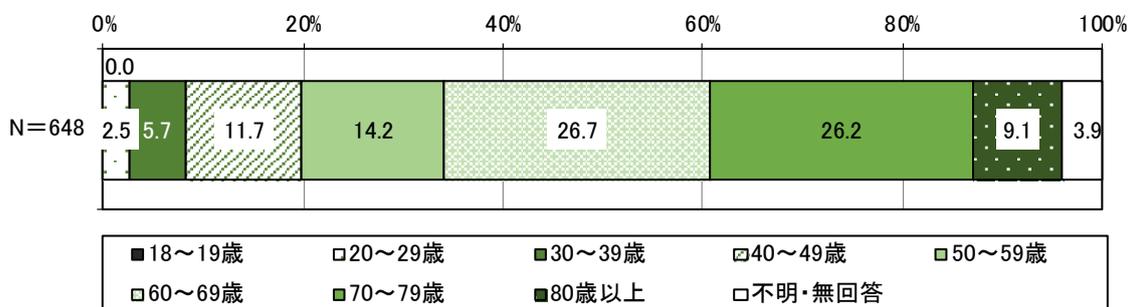
本計画の策定にあたり、現在に至るまでの甲良町のまちづくりについて、住民の評価や意識の現状を明らかにし、今後の行政運営に活用することを目的として、住民意識調査を実施しました。

調査はまちづくりの各分野について回答するものと、各種施策の中から重要だと思う施策を選択するものを設定しました。

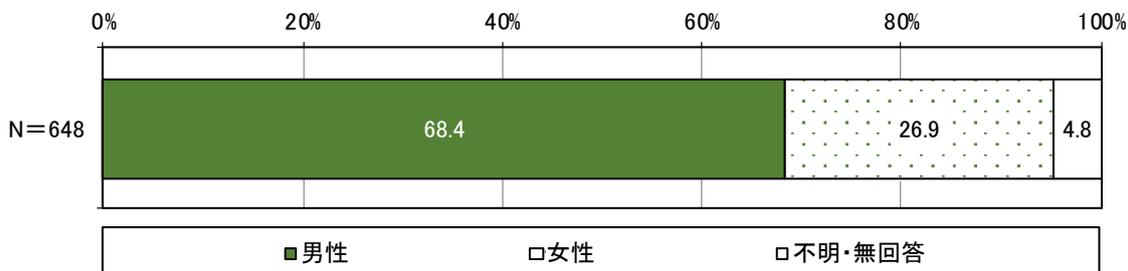
■調査結果の概要

調査区域	甲良町全域
調査対象	18歳以上の町内在住者 2,500人（無作為抽出）
調査期間	令和2年3月2日～令和2年3月26日
有効回収数	648人
有効回収率	25.9%

■調査回答者の年齢層



■調査回答者の性別

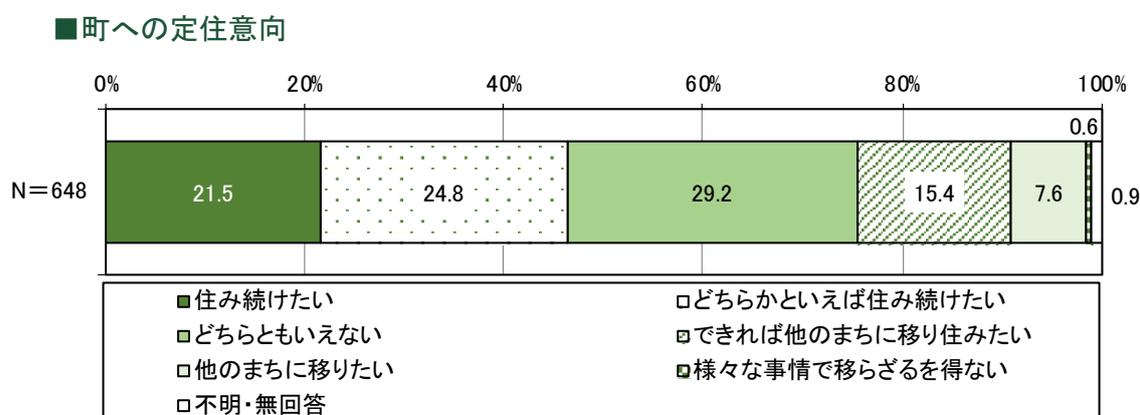
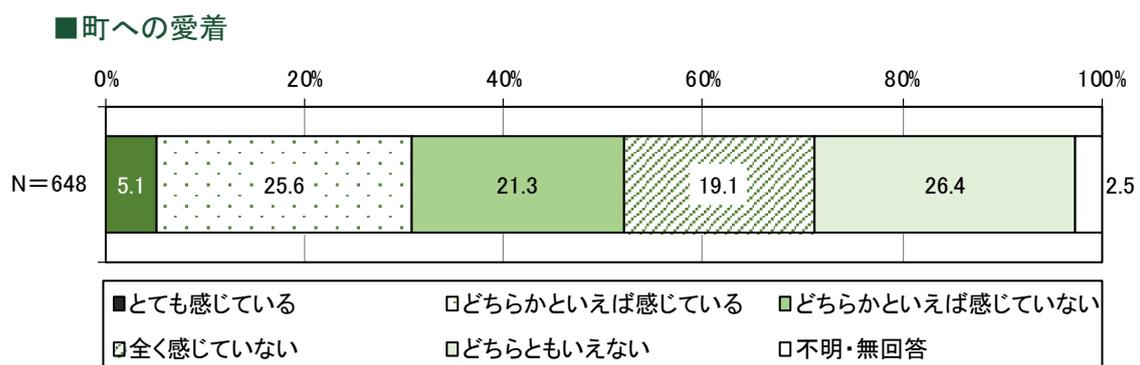


2. 町への愛着や定住意向、その理由について

(1) 町への愛着・定住意向

町への愛着を見ると、「とても感じている」と「どちらかといえば感じている」の合計は30.7%となっています。一方、「全く感じていない」と「どちらかといえば感じていない」の合計は40.4%となっています。

町への定住意向は、「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」の合計は46.3%となっており、「他のまちに移りたい」と「できれば他のまちに移り住みたい」、「様々な事情で移らざるを得ない」の合計は23.6%となっています。



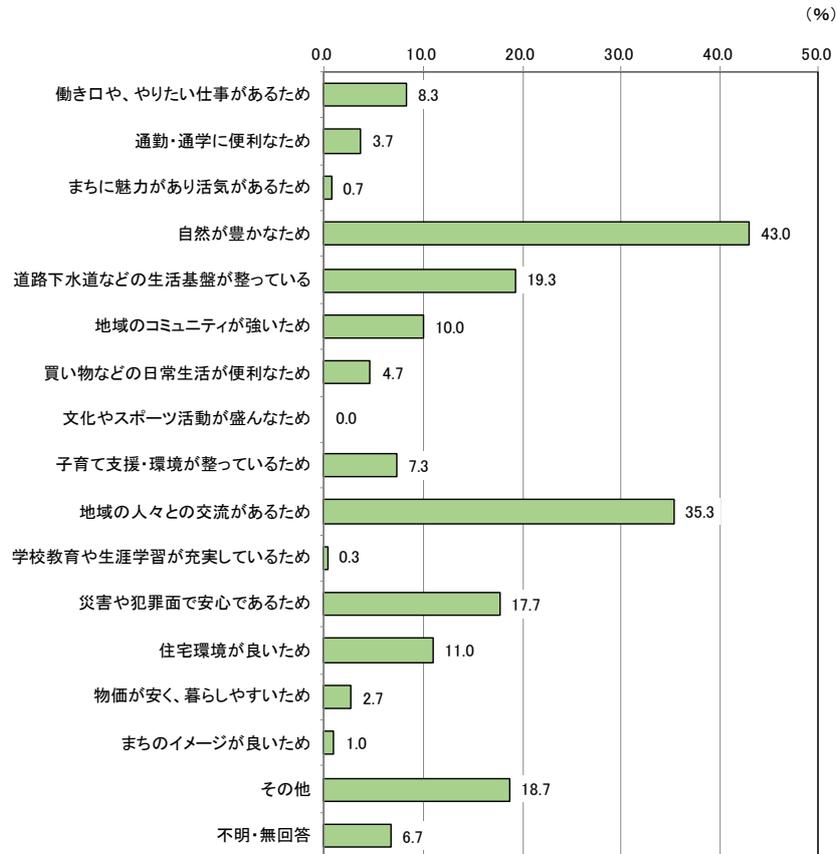
(2) 住み続けたい理由、住み続けたくない理由

住み続けたい理由を見ると、「自然が豊かなため」が43.0%と最も高く、ついで「地域の人々との交流があるため」が35.3%となっています。その他、「道路下水道などの生活基盤が整っている」(19.3%)、「災害や犯罪面で安心であるため」(17.7%)といった回答があります。

住み続けたくない理由を見ると、「まちのイメージが良くないため」が60.8%と最も高く、ついで「買い物などの日常生活が不便なため」が41.2%、「地縁・血縁のつきあいが多く、わずらわしいため」が33.3%と続いています。

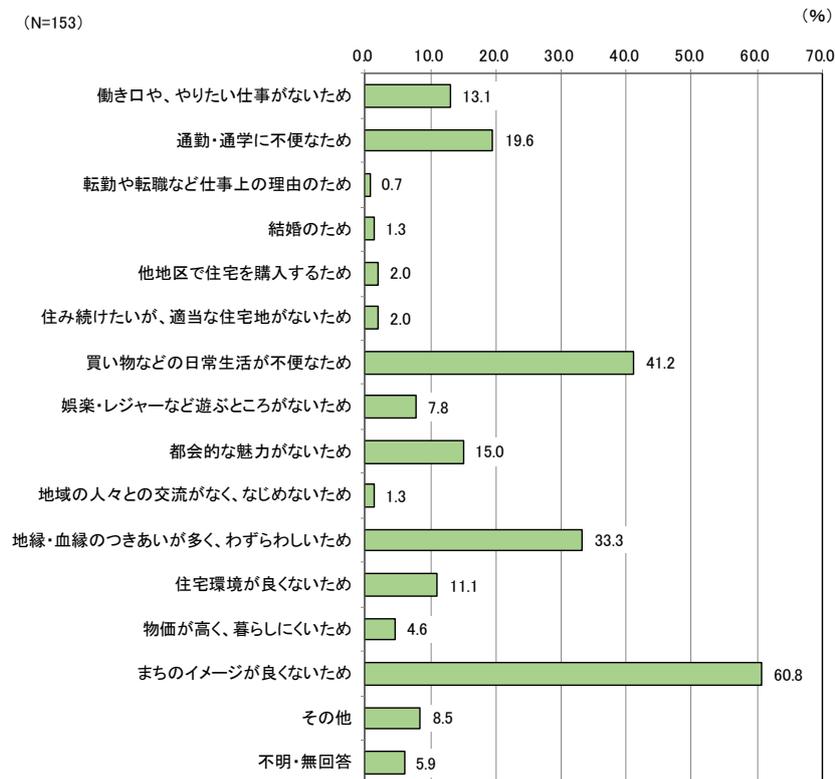
■ 町に住み続けたい理由

(N=300)



■ 町に住み続けたくない理由

(N=153)

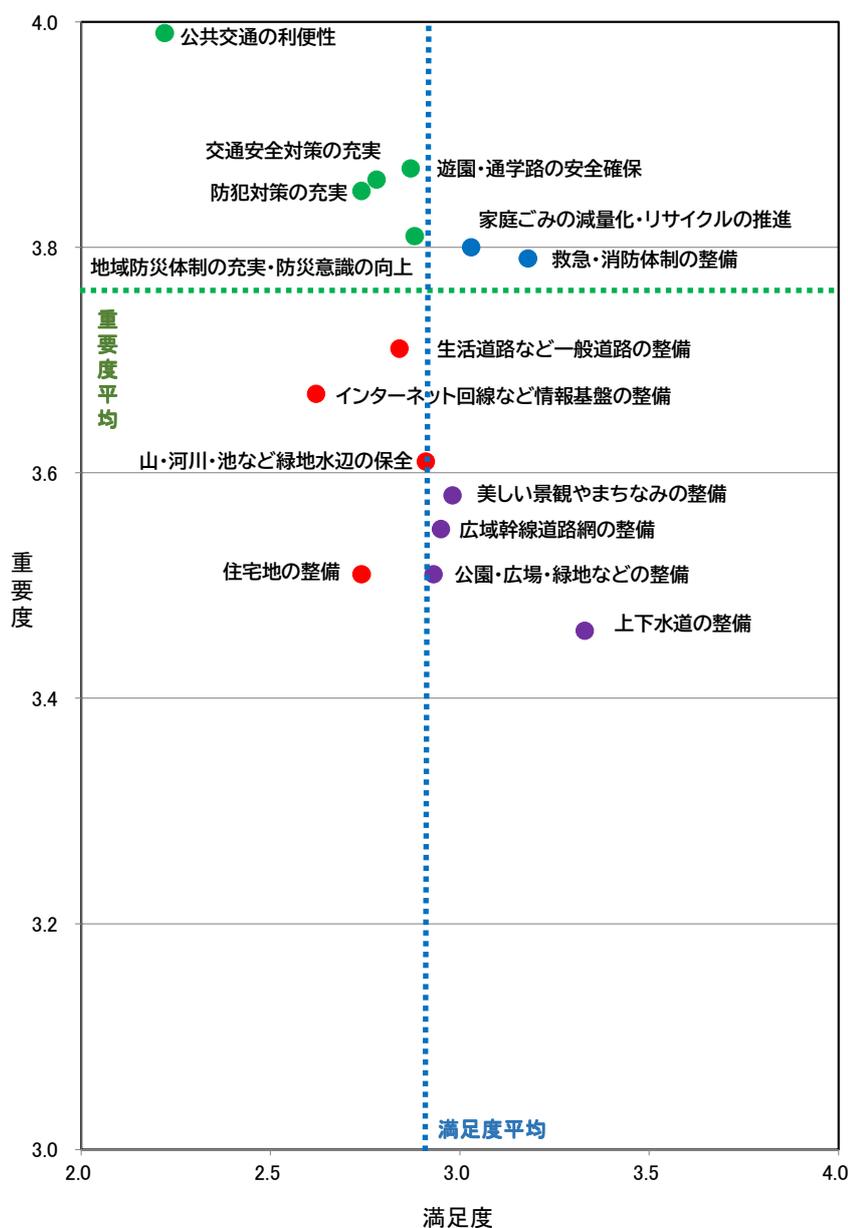


3. 分野別に見た評価とまちづくりに重要なこと

(1) 「自然・環境・都市基盤・安全」について（重要度×満足度）

「救急・消防体制の整備」や「家庭ごみの減量化・リサイクルの推進」は、重要度、満足度ともに高くなっています。一方、「公共交通の利便性」、「防犯対策の充実」、「交通安全対策の充実」、「遊園・通学路の安全確保」、「地域防災体制の充実・防災意識の向上」は、重要度は高くなっていますが、満足度が低く、改善が必要な項目です。

「自然・環境・都市基盤・安全」に関すること

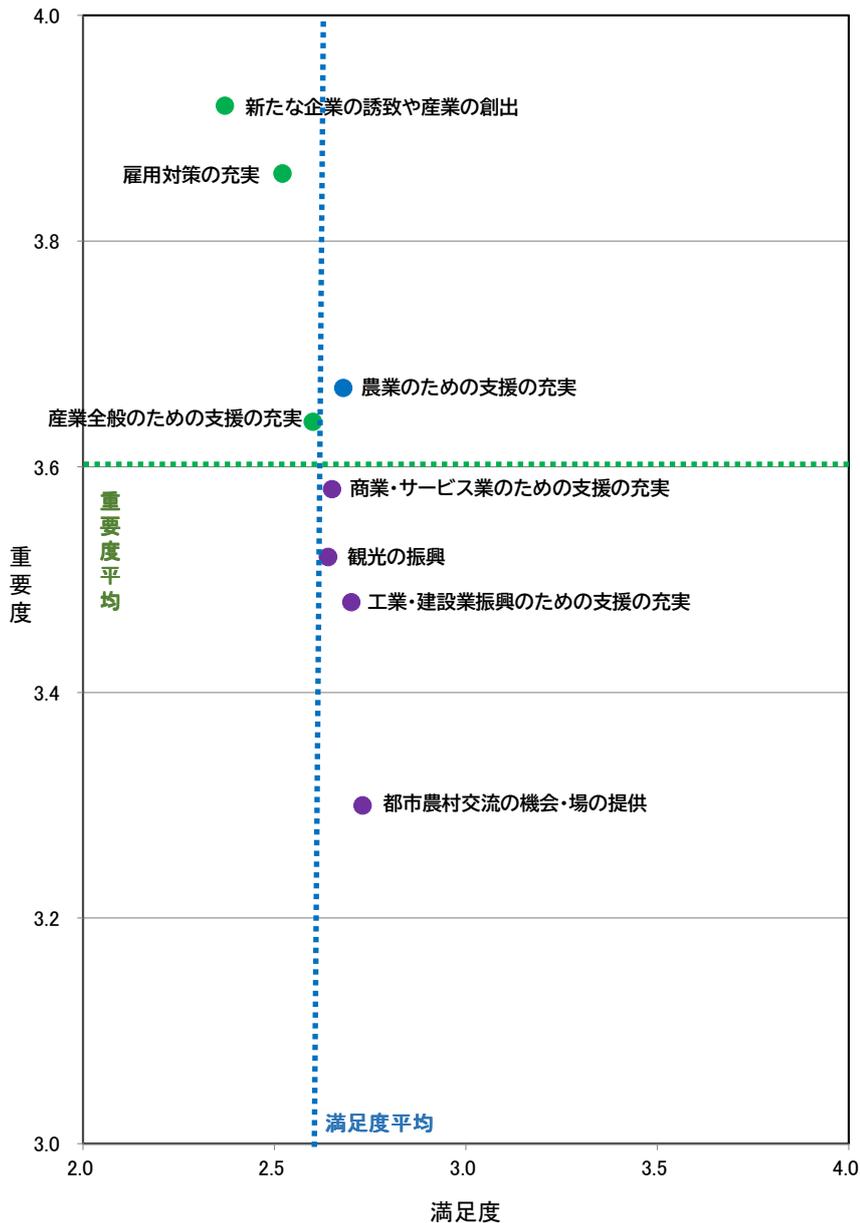


※満足度について「不満」～「満足」までの評価を1～5の数値に換算、重要度についても「重要ではない」～「重要」までの評価を1～5の数値に換算して、各取り組みの平均値を算出。

(2) 「産業・交流」について（重要度×満足度）

「農業のための支援の充実」は重要度、満足度ともに高くなっています。一方、「新たな企業の誘致や産業の創出」、「雇用対策の充実」、「産業全般のための支援の充実」は、重要度は高くなっていますが、満足度が低く、改善が必要な項目です。

「産業・交流」に関すること



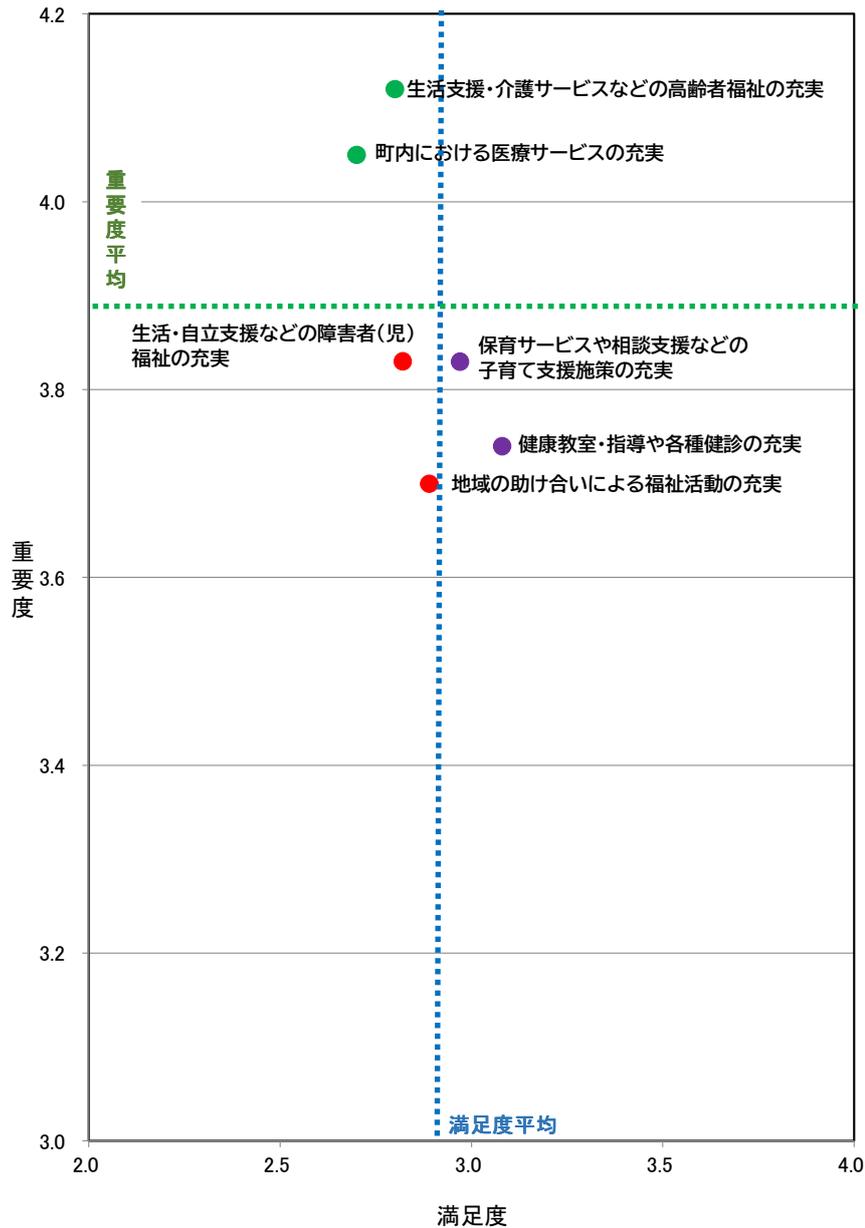
※満足度について「不満」～「満足」までの評価を1～5の数値に換算、重要度についても「重要ではない」～「重要」までの評価を1～5の数値に換算して、各取り組みの平均値を算出。

(3) 「保健・福祉・医療」について（重要度×満足度）

「町内における医療サービスの充実」、「生活支援・介護サービスなどの高齢者福祉の充実」は、重要度は高くなっていますが、満足度が低く、改善が必要な項目です。

「生活・自立支援などの障害者（児）福祉の充実」、「地域の助け合いによる福祉活動の充実」は、重要度、満足度ともに低くなっており、注視すべき項目といえます。

「保健・福祉・医療」に関すること

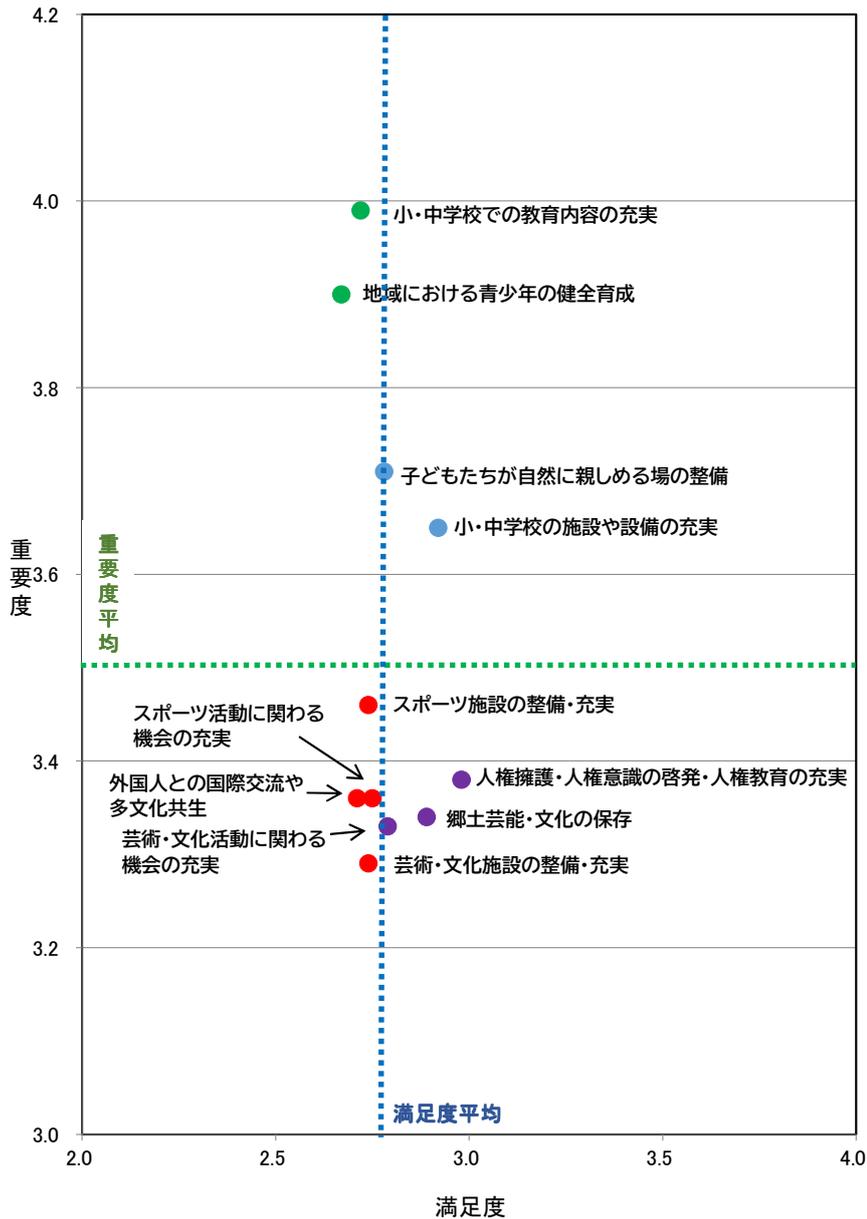


※満足度について「不満」～「満足」までの評価を1～5の数値に換算、重要度についても「重要ではない」～「重要」までの評価を1～5の数値に換算して、各取り組みの平均値を算出。

(4) 「教育・文化・人権」について（重要度×満足度）

「子どもたちが自然に親しめる場の整備」、「小・中学校の施設や設備の充実」は、重要度、満足度ともに高くなっています。一方、「小・中学校での教育内容の充実」、「地域における青少年の健全育成」は、重要度は高くなっていますが、満足度が低く、改善が必要な項目です。

「教育・文化・人権」に関すること

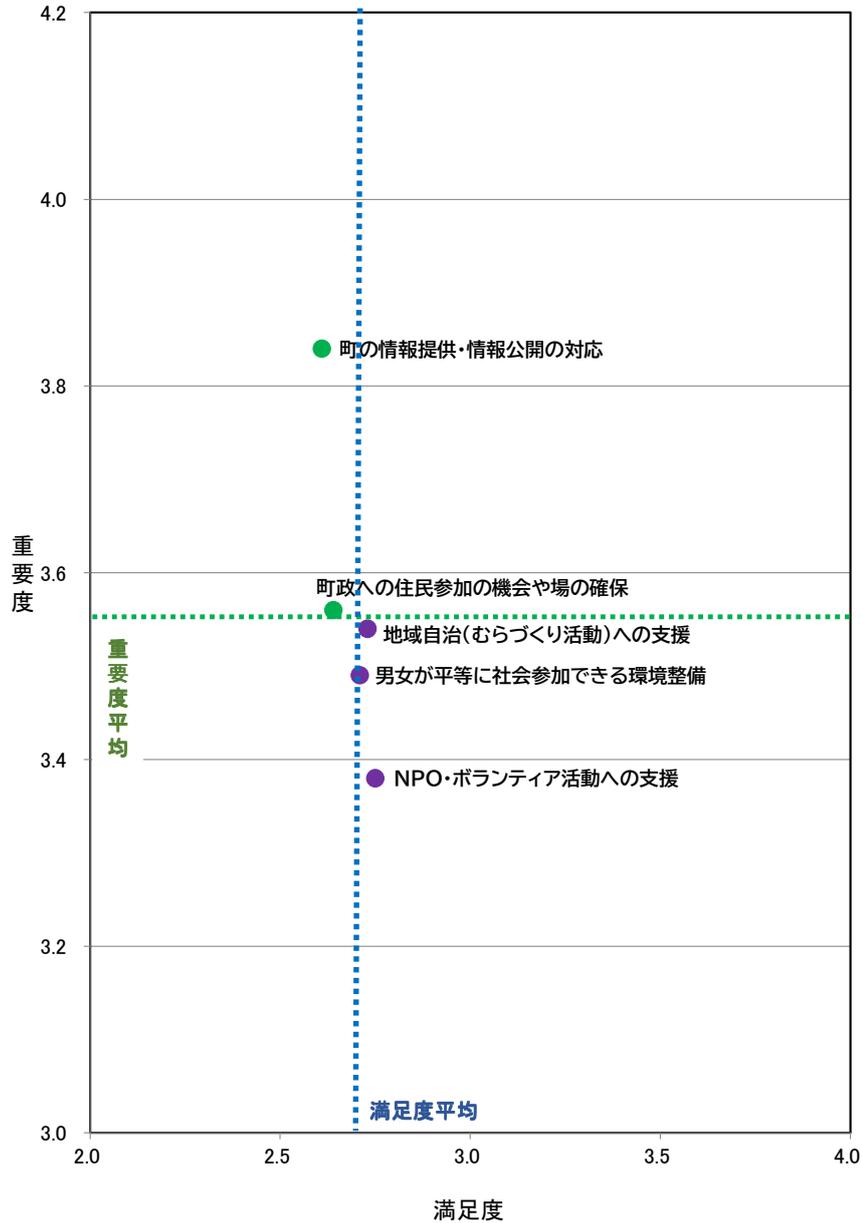


※満足度について「不満」～「満足」までの評価を1～5の数値に換算、重要度についても「重要ではない」～「重要」までの評価を1～5の数値に換算して、各取り組みの平均値を算出。

(5) 「地域自治・行政運営」について（重要度×満足度）

「町の情報提供・情報公開の対応」や「町政への住民参加の機会や場の確保」は、重要度は高くなっていますが、満足度が低く、改善が必要な項目です。

「地域自治・行政運営」に関すること



※満足度について「不満」～「満足」までの評価を1～5の数値に換算、重要度についても「重要ではない」～「重要」までの評価を1～5の数値に換算して、各取り組みの平均値を算出。

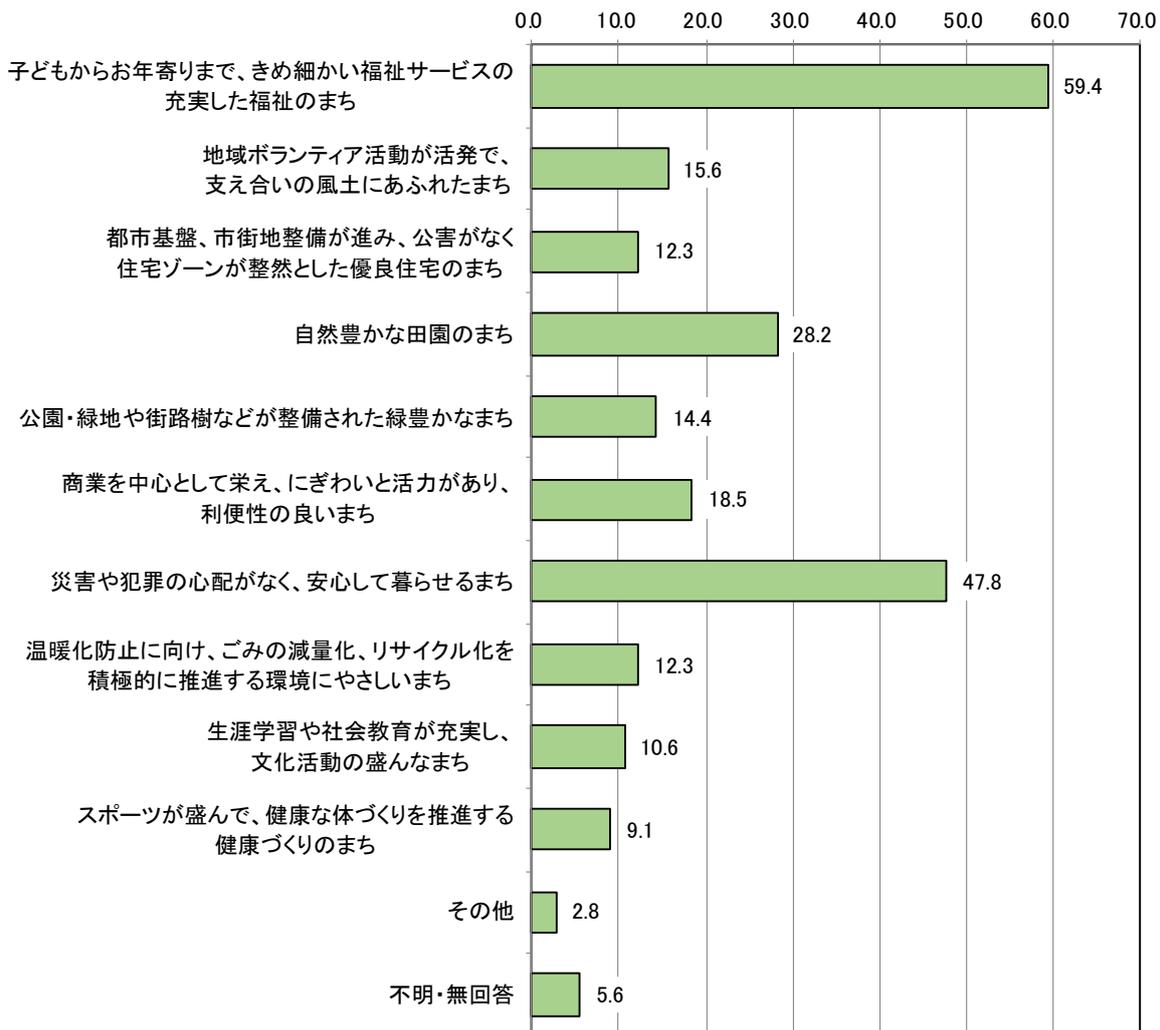
4. まちづくりで重点的に取り組むこと

まちづくりで重点的に取り組むことについて見ると、「子どもからお年寄りまで、きめ細かい福祉サービスの充実した福祉のまち」が59.4%と最も高く、ついで「災害や犯罪の心配がなく、安心して暮らせるまち」が47.8%となっています。

その他、「自然豊かな田園のまち」(28.2%)や「商業を中心として栄え、にぎわいと活力があり、利便性の良いまち」(18.5%)、「地域ボランティア活動が活発で、支え合いの風土にあふれたまち」(15.6%)といった回答があります。

(N=648)

(%)



第3節 社会環境の変化と本町の課題

本計画の策定にあたっては、近年の社会情勢の変化を踏まえ、これからの10年を展望した施策の見直しが求められます。甲良町新総合計画（第3次甲良町総合計画）策定以降の社会情勢の変化や、住民ニーズ等を踏まえた本町の課題として、主に以下の6点が挙げられます。

1. 地方創生の推進

社会環境の変化

本格的な人口減少社会の到来を迎える日本において、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正することをめざし、平成26年度に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。「国民一人一人が夢や希望を持ち、うるおいのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進することの重要性が示され、地方自治体に対し、長期的にめざす将来人口を定めた人口ビジョンの達成に向けて「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することが求められました。

本町の課題

地方自治体における人口減少の問題に警鐘を鳴らした通称「増田レポート」（日本創成会議 平成26年）では、20～39歳の女性の人口が2040年までに半減することが予測される自治体が「消滅可能性都市」とされ、その中に本町も含まれています。こうした状況を座視するのではなく、より良い未来をめざすためのビジョンと方向性を示すべく、本町でも「甲良町人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という。）と「総合戦略」に基づいた施策推進に取り組む必要性があります。住民や民間事業者、近隣自治体等と連携し、町を挙げて人口の問題に総合的に取り組むことが課題となります。

2. 少子高齢化のさらなる進展

社会環境の変化

国・県とも少子高齢化が進行しており、国の合計特殊出生率は平成22年度に1.39だったものが令和元年度は1.36へ低下しており、高齢化率は23.0%だったものが28.7%へと上昇しています。少子高齢化によって生じる問題としては、労働力人口の減少による生産性や市場の縮小、基礎自治体の担い手不足、社会保障制度と財政の持続可能性の低下等が挙げられています。とりわけ少子化に対しては、子ども・子育て支援事業が国・地方一体で取り組まれており、子どもを産み育てたい人が子どもを持てる社会の実現をめざし、待機児童解消や働き方改革等に官民が連携し、注力されてきました。

本町の課題

甲良町の高齢化率は令和2年10月1日現在で33.2%となっており、国・県の数値を上回って推移しています。中でも75歳以上の高齢者の比率が増加しており、支援が必要な高齢者の増加や医療・介護ニーズのさらなる増大は避けられない情勢です。公的な支援や医療・介護サービスや、地域での自主的な介護予防活動、相互の支え合い・助け合いの活動を促進し、住み慣れた地域で暮らし続けられる体制の整備が急がれます。

また、継続的な少子化が続いていることから、子どもを産み育てたい若い年代の人口の減少が進んでおり、将来的に出生率の改善に成功したとしても、15歳未満の人口は今後も減少が続くことが予想されます。長期的な視点からの子育て・教育サービスの充実が求められます。

3. 若者世代の転出超過

社会環境の変化

全国的な人口減少の流れを受けて、都市部への若者世代の人口移動が進んでおり、特に東京への人口一極集中は社会的な課題として認識され、地方創生による取り組みでも重要な施策となっています。この背景には、若者の価値観の変化も一つに挙げられますが、都市部において充実する働き場所や、娯楽施設、教育施設、医療施設等が、進学や就職、結婚・出産・子育てといった転機において人口の移動を促す要因となっています。

国・地方の東京一極集中の是正、地方創生の施策展開により、若者の地方への関心が、関係人口の概念が取り入れられる中で徐々に芽生えてきているものの、いまだ政策効果は十分に見ることができていません。

本町の課題

本町において、10代後半から30代後半の転出超過は、ここ30年間、基調的に見られる傾向であり、中でも若者の転出超過は進学や就職のタイミング等で減少傾向に歯止めがかかっていない状況にあります。

本町が実施した住民意識調査によれば、住み続けたい理由は「自然が豊かである」ことが挙げられている一方で、住み続けたくない理由は「イメージが良くない」、「買い物等が不便」という点が挙げられています。また、「公共交通」や「雇用」といった施策は、重要度は高いものの、満足度が低くなっており、住民が特に必要性を感じる施策だと考えられます。

こうしたことから、本町における児童生徒や若者世代に対する郷土愛の醸成や、公共交通網の維持・充実、若者にとって魅力的な働く環境の整備等が、若者世代の転出超過にとって重要な課題と捉えることができます。

4. 防災意識、公衆衛生意識の高まりと地域社会

社会環境の変化

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、広範囲にわたり甚大な被害を及ぼし未曾有の災害となりました。将来的にも、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の発生が想定される中、巨大災害への備えに対する関心も高まっています。また、令和元年度から広がった新型コロナウイルスの影響は、新たな生活様式への必要性を喚起するとともに、人々の公衆衛生意識を高めました。

一方、大きな災害等の経験は、人と人との絆の大切さを再認識する契機ともなってきました。災害等発生時の避難・減災、その後の復興においても、地域コミュニティの役割が非常に重要となり、特に災害弱者とされている住民の支援については、身近な人とのつながりが課題となります。高齢化に対応できるまちづくりという観点からも、地域の助け合い・支え合いに基づくコミュニティの構築や、個人、企業・団体、行政がそれぞれの役割を果たすことが求められます。

本町の課題

本町では、高齢化の進展と若年世帯の流出により集落機能の維持が困難となっている地域が生じており、災害時・緊急時の対応と日常生活インフラの維持、地域コミュニティの充実、公衆衛生の充実といった面で、地域の実情に応じた対応が求められています。

また、公共施設や道路・橋梁等の老朽化対策や、消防団や地域防災組織の活性化等の課題も挙げられます。さらに、農業をはじめとする町内の産業活性化という観点からも、エネルギーや食糧の地産地消を推進し、自然豊かで安心・安全に暮らせるまちづくりを進める必要があります。

5. 新たなテクノロジーの進歩と活用

社会環境の変化

近年、進化が著しいICT（情報通信技術）分野において、コンピューターの処理能力や通信技術の発展が飛躍的に進む中で、それらの情報を活用する能力を身につけた人材が育っています。

こうした時代を背景に、利用可能となったビッグデータの活用によるイノベーションへの期待や、ICTの進歩に伴う幅広い分野においての新しい技術の活用が期待されています。国においてはデジタル庁の設置等により、国や地方、民間事業者の垣根を超えて、文書の電子化や決裁のあり方の見直し等、本格的な行政のデジタル化が今まさに展開されようとしています。

本町の課題

高齢化と公共交通網の維持が課題である本町において、住民票や印鑑証明書、納税証明書の発行等は高齢者や障害者といった方々にとって、デジタル化が求められる分野です。また、本町と遠隔地を結ぶインターネット電話サービス等は、医療福祉や障害福祉等にも活用ができ、今後、行政サービスへの活用のあり方についても検討が必要となってきます。

また、誰もが手軽に情報の受発信ができるようになったことから、本町の歴史文化や観光拠点の魅力のほか、各種取り組みの発信、都市との交流も課題となっています。

6. 住民協働や民間活力の導入による公共サービスの提供

社会環境の変化

従来の公共サービスは行政が一手に担い、提供してきましたが、近年、ライフスタイル、住民ニーズの多様化に伴い、行政が負担する財政も肥大化を続けてきました。そうしたことから、行政組織や公共サービスの効率化が進められ、いわゆる「小さい政府」の必要性が社会全体で唱えられました。民間の活力を活かした指定管理が各地で取り組まれています。

一方、競争性や代替性が低い公共サービスの民間委託や民営化が進められましたが、当初、想定していたような採算が立たずに、新規参入してきた民間企業が撤退したり、公共サービスが切り捨てられたりする地域事例も見られています。

本町の課題

本町では、住民や非営利組織、民間事業者が行政と協働して、高齢者の通院送迎サービスを実施するといった公共サービスをこれまでも提供してきました。

少子高齢化と人口減少がこれからさらに進むと想定される本町において、今後ますます公共サービスを行政と住民、非営利組織、民間事業者が一体となって維持し、より良いまちづくりを進めていく必要があります。行政が公共サービスを企画立案・運用するプラットフォーム（基盤組織）となり、積極的に民間活力を導入し、公共サービスの提供に活かすことが地域活性化に求められます。



三川分水公園 水車と桜

基本構想

第3章 めざす将来像とまちづくりの基本方針

第1節 めざす町の将来像

本町がめざす町の将来像を『せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち～住む人が誇りに思う町をめざして～』とします。

『せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち』

～住む人が誇りに思う町をめざして～

- 私たちの町「せせらぎ遊園のまち甲良」は、琵琶湖の恵み、歴史と文化を包み込む山や森に囲まれ、日本の農村の伝統的田園景観を今も残しています。伝統・文化や、住民と行政が協働で築いてきた「住民主体のまちづくり」、また、あらゆる人々がひとりの人間として互いの人権を尊び、互いを認め合い、支え合う「人権尊重のまちづくり」でつくられてきた町の良さを誇りとし、大切に守り育てる地域社会づくりに取り組みます。
- 私たちは文化や伝統を守りつつも、甲良百年構想の検討など、将来社会を展望した新たな取り組みに挑戦する気性を大切にしてきました。住民自治やコミュニティ活動の維持を図るためにも人口減少の抑制は喫緊の課題となっています。若者や転入者も含めてすべての住民が、ゆとりやうるおいに満ちてのびのびと暮らせる地域社会を実現することで、住民自身が「住みたい、住み続けたい、住んで良かった」と、愛着や誇りを感じられる甲良をつくります。
- 甲良町まちづくり条例の趣旨に則り、甲良町新総合計画との継続性を保ちつつ、本計画における町の将来像を「せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち」と定めます。本町の至るところで流れる「せせらぎ」のように、一人ひとりが澄んだ気持ちで、笑顔輝いて生きることができる、誇れるまちをめざします。

第2節 まちづくりの基本姿勢

めざす町の将来像の達成に向けた本町のまちづくりに共通する基本姿勢として、次の3つを定めます。この基本姿勢を守り、基本目標に沿った施策を進めていくことが、将来像に近づく一歩になると考えます。

【住民主体】将来世代を育て、みんなの力で推進する

本町では住民の絆を深めるとともに、まちづくり学習を積み重ねる中で蓄積してきた知恵を活かし、住民自治に根差した住民参加によるまちづくりを進めてきました。

13の全集落で組織されている「むらづくり委員会」は中心的な役割を担ってきましたが、高齢化や転出超過、地域の担い手不足といった問題がある中で、女性や将来のまちの担い手といった人たちのまちづくりへの参画を促す必要性が課題として挙げられます。

さらに、これまでの取り組みを礎に、未来を見据えた新しい発想を積極的に加えながら、将来の世代に胸を張れるように、多様な主体が協働するまちづくりを推進します。

【人権尊重と郷土愛】人権を尊び、郷土愛を感じるまちづくりを進める

本町では、住民一人ひとりが互いの人権を尊重し、互いの心の交流を図ることで、明るく住み良いまちづくりを推進してきました。

また、町政のあらゆる施策に人権尊重の精神を活かし、多様なライフスタイルや考え方、文化の尊重、互いに支え合う共生社会を進めるとともに、SDGsに定められている「誰一人取り残さない」という考え方を取り入れ、貧困や障害、不公平・不公正といった社会課題に取り組みます。さらに、郷土愛の醸成につながるようにコンプライアンス（法令遵守）を徹底し、清純で強く美しい住み良いまちづくりを進めていきます。

【進取の気性】新しいことに挑戦する気性を大切にする

本町の三偉人である佐々木道誉（佐々木高氏・京極道誉）、藤堂高虎、甲良豊後守宗廣は、当時の新たな文化や技術に着目し、いち早く取り入れてきました。また、これまでのまちづくりにおいても、常に次世代を見据え、時々の最新の技術や発想等を取り入れてきました。

現在、時代の転換点の中で、常に新しいことに挑戦する進取の気性がますます求められるようになっていきます。本町においては、「これからの甲良の10年を支えるプロジェクト」といった将来を展望した事業に取り組んできましたが、引き続き、地域課題の解決に向けて新たな技術や発想を柔軟に取り入れ、まちづくりを推進していきます。

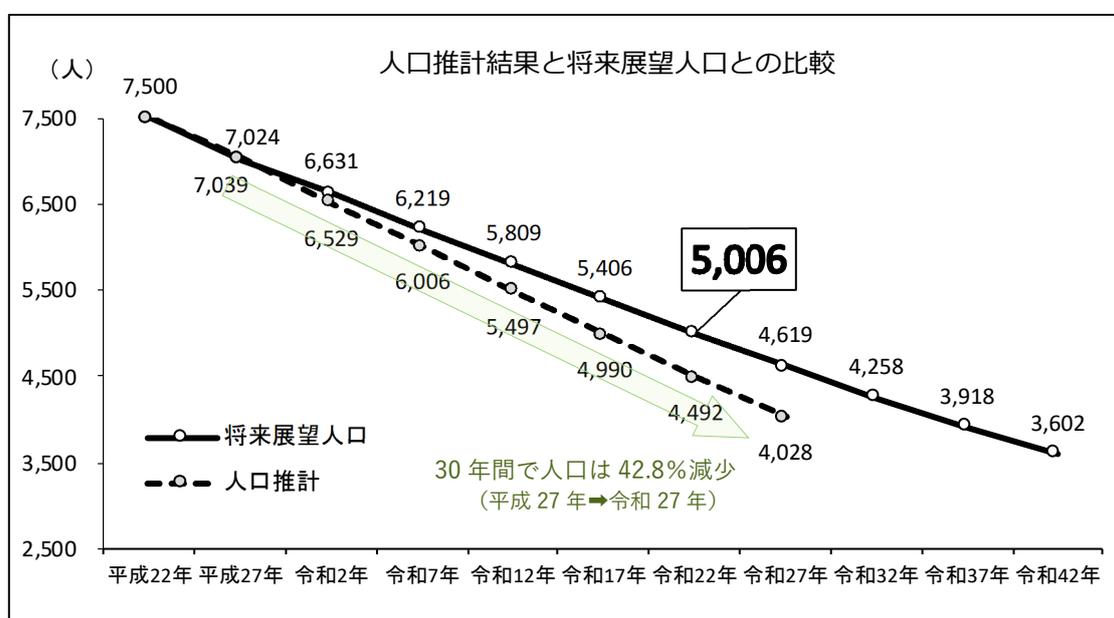
第3節 基本指標

1. 将来人口推計

少子高齢化の進行により、人口減少社会を迎えており、本町においても例外ではありません。国立社会保障・人口問題研究所の試算方法（平成30年モデル）に基づき、最新の統計情報を用いて「甲良町人口ビジョン」を検証したところ、人口推計結果は、令和22年（2040年）に4,492人となります。平成22年（2010年）の人口と比較して40%以上の減少となります。

そのため、本計画に定める施策の効果を見込み、将来展望人口を推計したところ、令和22年（2040年）の段階で人口の減少幅は約500人少ない5,006人となりました。20年後に人口5,000人以上をめざし、令和27年（2045年）の段階で4,600人以上の人口を展望します。

■甲良町人口ビジョン



※国立社会保障・人口問題研究所の試算方法（平成30年モデル）を用いて推計

2. 目標人口

上記の人口予測から、甲良町人口ビジョンの達成を実現するための本計画期間中の目標人口を、次のように設定します。

令和8年4月1日人口：6,200人

令和13年4月1日人口：5,800人

本計画の推進を通じて、上記の目標人口を達成することを本計画の基本指標とします。

第4節 土地利用方針

町土は、現在及び将来における住民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産に通ずる諸活動の共通の基礎であり、その利用のあり方は住民の生活や生産活動と深い関わりを持っています。従って、町土の利用は、公共福祉を優先させ、自然環境との調和を図り、併せて町土の持つ自然的、社会的、経済的及び文化的な生活環境の確保と町土の持続可能な発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に進めなければなりません。

本町では町の大きな特徴である農村を基調とした土地利用を基本にしながら、地域特性に合わせた新しい産業創造や安心して生きがいを持って暮らすことができる生活環境の確保等、これからの時代に求められる新たな土地需要について中長期的視野を持ち対応してきましたが、平成29年3月に策定された「滋賀県国土利用計画（第5次）」を受けて、「甲良町国土利用計画（第4次）」を平成31年3月に策定し、土地利用のあり方の一部見直しを行いました。

本計画は、「甲良町国土利用計画（第4次）」に基づいたものとし、以下の基本方針を定め効率的で秩序ある土地利用の実現を図ります。

（1）既存集落が持続的に発展できる土地利用を進めます

既存の集落は、扇状地の微高地上に分布し、防災的には比較的安全な場所に形成されています。住民の暮らしの安全を確保し、無秩序な宅地の広がりを防ぐ意味から、既存の集落地を核とする住宅地整備を進めます。

また、若者の定住促進を図るための宅地需要や、良好な居住環境を確保するための用地需要に対しては、集落内の空き家の有効活用を図るほか、集落地周辺部での用地確保を原則としていきます。

自然環境や農用地との調整を十分に図りながら、集落ごとの特性に応じて計画的に宅地・施設用地を確保していくことで、既存集落が持続的に発展できる土地利用を進めます。

（2）秩序ある都市機能の拠点的整備を誘導する土地利用を進めます

今後、住民の生活利便性の向上、新しい産業の創出や既存産業の高度化、あるいは町内外の人々との交流促進に資するための新たな都市機能の整備は、町土利用の総合的な判断の下に、慎重に対処していくことが必要です。

本町では、新たな開発余地はそれほど残されていません。また、小さな町であることも考慮して、集積化のメリットを活かせるように、拠点的な整備を誘導していきます。

土地の有効活用といった観点から、低未利用地の利用を促進することに重点を置きながら、これら拠点的な土地利用を進めます。

また、湖東圏域を利便性の高い交通ネットワークで結ぶことにより、必要な都市機能を広域圏で享受できる取り組みを進めます。

(3) 自然と調和する土地利用を進めます

本町では、町土の大半は農用地または宅地として利用されており、本来の自然環境は町内のごく限られた地域に残っているのみです。この自然を将来の子孫に継承する貴重な財産として認識し、これらの自然環境の保全を進めるとともに、防災的な観点からも適正な管理を進めます。

また、人が自然の大切さを学び、自然に親しむことのできる場の整備を進めます。さらに、町内の各地に残されている小さな緑の空間については、集落近辺の身近な自然環境として保全に努めるとともに、生態系に配慮した水系の保全を図り、人の営みと自然環境とが共存できるよう、自然と調和する土地利用を進めます。

(4) 農地の多面的機能が活かされる土地利用を進めます

犬上川が形成した扇状地上に広がる平地は、主に水田として利用されています。これらの農用地は農業生産の場であることはもちろんのことですが、雨水の一時的な遊水路として、あるいは人々の心をうるおす緑の田園景観としても重要な役割を担っています。

今後の農業振興を見据えながら、様々な場面で農地の多面的機能が住民の暮らしに有効に活かされる土地利用を進めます。

(5) 集落間の有機的な連携を促す土地利用を進めます

今後の土地利用の総合性を確保していくために、既存集落での適正な土地利用を推進するとともに、集落間をつなぐ道路や水系の一貫した整備を進めることによって、お互いの有機的な連携を促す土地利用を進めます。

町土管理においては、集落主体の取り組みを促進するとともに、都市住民や地元企業等の多様な主体の参画を進めます。



正楽寺 しだれ桜

第4章 まちづくりの基本目標

めざす町の将来像『せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち～住む人が誇りに思う町をめぐして～』の実現に向け、まちづくりの分野ごとに基本となる目標を定め、取り組みの方向性を示します。

基本目標 1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造

豊かな暮らしを実現していくためには魅力的な雇用の場が必要であり、将来のまちづくりを担う人たちの定住・移住を促進する上で、産業振興と雇用創造は重要課題です。本町の強みである農業・農村を活かす産業振興を基本とし、農業振興はもとより、農業と商工業、農業と観光等の他産業分野との連携・共創に取り組みます。

政策 1：農業

- 集落を基本単位としつつ、組織統合を進め合理化しながら保全向上に取り組みます。
- 水稻作では甲良米のブランド価値向上をめざし、栽培環境等にこだわります。また、付加価値が高い農作物や特産品の開発を進め、道の駅やJAと連携して全国にPRしていきます。

政策 2：商工業

- 工業・建設業を含む地元中小企業の経営体質強化を支援し、中小商店の経営指導、人材育成を進めます。
- 地元の消費者需要に対応できる商業拠点の充実を推進します。

政策 3：観光

- 豊かな歴史・文化資源や、親水公園、地域農業等、町の特性を活かした観光資源の整備を進め、効果的なPRを行います。
- 周辺自治体との広域連携や民間事業者との連携を進めるとともに、観光協会の組織基盤強化を図ります。

政策 4：労働・勤労

- 企業の地元雇用の拡大、企業誘致等により、魅力ある雇用の場を確保するとともに、関係機関との連携の下に雇用の安定を支援します。
- 就職困難者に対する就労対策強化を重点課題としながら、就労対策の充実に取り組みます。
- 中小企業に対して、勤労者福祉の増進を促し、必要な支援策を講じます。

基本目標 2 みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」

良いまちづくりに人づくりは欠かせない課題です。学校や家庭での教育を充実させていくと同時に、生涯を通じてあらゆる機会学ぶことが求められています。郷土愛を醸成し、「知・徳・体」の調和が取れた学習機会を確保し、創造性や豊かな感性を育む多様性に富んだ交流機会の充実を図ります。

政策 1：乳幼児保育・教育

- 希望するすべての乳幼児に適切な保育を保障するため、一人ひとりの育ちをしっかり援助し、安全で安心できる保育環境の整備、保育内容のさらなる充実に努めます。
- 子育て支援センターや周辺自治体と連携し、子育てしやすい環境整備を進めます。
- 家庭、地域、関係機関との連携の下、子どもの人権を互いに尊重し、いじめや差別を生まない人格形成や人間関係の構築に努めます。

政策 2：学校教育

- 家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割分担を果たし、子どもたちに「知・徳・体」の調和のとれた豊かでたくましい心を育て、「生きる力」を育む、総合的な教育を展開します。
- 自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる資質や能力を身につけるとともに、「いのち」や「人権」の大切さを指導し、個性を活かし、一人ひとりの可能性を伸ばします。
- 保護者と学校関係者との意見交換や地域教育力を活用し、家庭や地域社会とともに考える学校運営を推進します。
- 新たなテクノロジーを用いた学校教育を推進します。

政策 3：社会教育（生涯学習）

- 環境や人権問題、少子高齢化、国際化社会への対応、価値観の多様化に対応した社会教育事業を推進し、生涯学習機会の充実を図ります。
- 各集落のむらづくり活動や、テーマ単位の活動を支援し、誰もが学ぶことができる環境を整備することによって、豊かなコミュニティ形成を推進します。

政策 4：歴史文化

- 優れた文化財や伝統文化に親しむ場や、情報を得る場の拡充を図るため、甲良町歴史資料館の整備、文化財の修復保全に努めます。
- 甲良町三大偉人等の観光文化資源を活用したイベントやPRを行い、町への愛着を高めるとともに、地域活性化を図ります。

基本目標 3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会

子どもや高齢者、障害者等、誰もが元気にいきいきと暮らすことができる地域社会を築くとともに、健康づくりに取り組みます。また、家族や地域の相互扶助力を充実させ、支え合いによる地域福祉の充実をめざします。

政策 1：地域福祉・社会福祉

- すべての住民が、住み慣れた地域でともに生き、ともに支え合う地域社会の実現をめざします。そのために、人にやさしい生活環境の整備に努めます。
- ひとり親家庭や生活困窮者の自立支援を促すため、関係機関との連携を図ります。
- 社会福祉協議会の充実、職員確保等の体制整備に取り組みます。

政策 2：健康（保健・医療）

- 健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導を活用し、子どもや妊婦、高齢者まで住民一人ひとりが自分の生活を振り返り、行動変容できるよう、健康づくりを推進します。
- 住民の健康増進のため、人員体制の充実を図り、生活習慣の改善や感染症対策に取り組みます。

政策 3：子育て支援・家庭支援

- 地域の宝である子どもが笑顔で暮らせる町を実現するため、児童福祉法に基づき、相談・支援体制の充実を図り、子どもたちの健全育成を進めます。
- 子育て支援センターの機能充実を進め、安心して子育てができるまちづくりを進めます。
- 多様な子育て支援ニーズに対応するため、的確にニーズを把握し、支援充実を図ります。

政策 4：高齢者福祉

- 相互に支え合う地域社会づくりや、介護保険制度の適正な運用と介護保険サービス確保に努め、いきいきと安心して暮らせる環境づくりを進めます。

政策 5：障害者（児）福祉

- 障害者を取り巻く環境や障害者のニーズに対応したきめ細かい施策を推進し、地域との関わりの中で自分らしく暮らすことのできる町をめざします。

政策 6：共生・人権

- 多文化共生及び人権尊重の意識を高め、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。

政策 7：社会保障

- 住民の健康を守るため、国民健康保険事業の健全財政運営に努めます。
- 無年金者が生じないように、国民年金制度の周知と啓発活動の充実を図ります。

基本目標4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町

人口減少や少子高齢化は今後も続いていくことが想定されています。本町にあっては公共サービスの提供に必要となる安定的な財源を確保する観点からも、人口減少幅を抑制していくことが必要です。そのため、定住や移住を支える生活基盤の整備、災害に強く、安心・安全なまちづくりをさらに進めていくことが求められています。

政策1：環境保全・地球環境

○自然環境、地球環境の保全と農村景観整備の一体的な取り組みを展開し、美しい水環境、緑の環境を暮らしの中で実感できるまちづくりを進めます。

政策2：環境衛生

○ごみ減量に向けた取り組みを充実するとともに、関係市町と連携を図りながら、ごみ処理施設の適正な維持管理に努めます。

○不法投棄の防止、野焼き禁止の啓発強化や、公害対策の未然防止に努めます。

政策3：防災・生活安全

○災害から住民の生命・財産を守るために、消防力、地域防災力及び緊急体制の強化に努め、総合的な危機管理体制の構築を図ります。

○交通安全の防止について、交通安全施設の整備を推進するとともに、子どもから高齢者まで特性に応じた交通安全教育や交通安全運動を積極的に推進します。

○住民生活の安全を確保するため、安全な地域環境の整備を進め、警察署、地域と連携し、住民協働によって、犯罪のない安心できるまちづくりをめざします。

政策4：道路・公共交通

○利便性の高い道路交通体系の整備を、住民理解の下、関係機関と連携して進めます。

○公共交通網の維持に向けて、先進事例の調査研究を進めます。

政策5：上下水道

○上水道の安定供給を進めるとともに、下水道の整備促進、水洗化率の向上を推進します。

政策6：居住環境

○若い世代の定住、良好な居住環境保全のために、空き家、空き地等の活用を促進します。

政策7：消費生活（消費者保護）

○消費生活相談体制を確保し、情報提供を行います。また、消費者学習の促進を図ります。

基本目標 5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

地方分権によって、都市間格差が生じる一方、創意工夫や自治体の熱量によって独自のまちづくりに取り組み、課題解決に向き合うことができます。公共サービス、町政運営の持続性を確保するために効果的で効率的な行財政運営を推進するとともに、住民と行政の協働を一層進め、また、行政サービスのデジタル化や広域行政の推進等に取り組みます。

政策 1：健全な行財政運営

- 財源の安定確保と効率的、効果的な行政運営により、変化や災害、緊急課題にも弾力的に対応できる財政基盤の確立をめざします。
- 施策や事業の有効性、効率性をさらに高めるために、行政評価の仕組みを活用するなどしてP D C Aサイクルを回します。

政策 2：住民と行政の協働

- これまで培ってきた住民、行政の協働の仕組みを基礎として、本町が抱える課題に対して住民との対話を重ねながら、住民や自治会、事業者と行政との協働により、地域づくり活動を発展させていきます。
- 行政文書の管理体制の充実に努めるとともに、情報公開の推進に取り組みます。

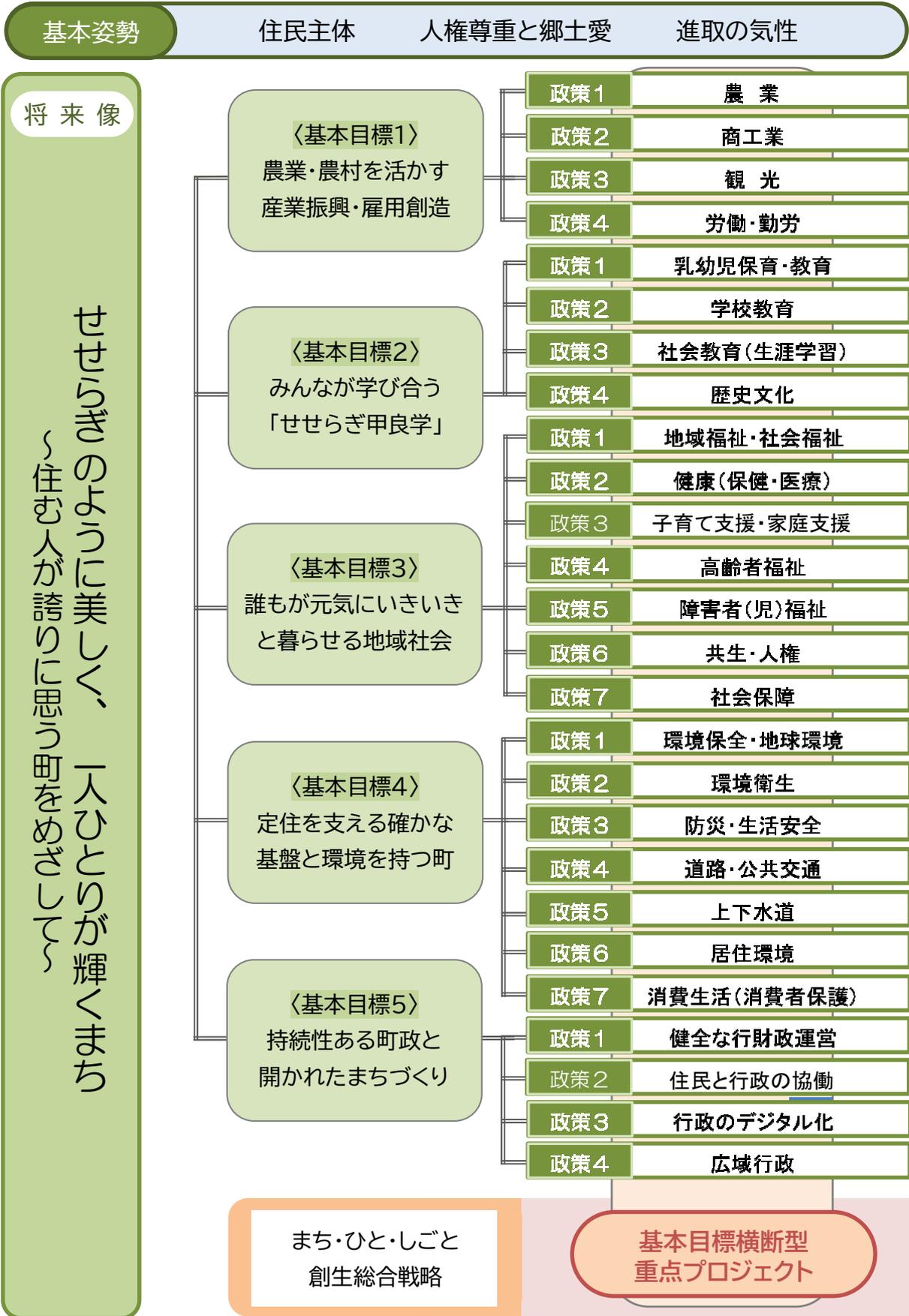
政策 3：行政のデジタル化

- 行政のデジタル化を進め、住民の利便性向上をめざします。そのために、町ウェブサイトの充実を図るとともに、システムのクラウド化、議事録作成等の事務作業の自動化、会議等のオンライン化に対応した体制整備を進めます。

政策 4：広域行政

- 湖東定住自立圏における施策への参画をはじめとして、広域行政をさらに推進することにより、効果的で効率的な行政運営を実現し、行政サービスの維持、向上を図ります。

計画の体系



第5章 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

第1節 総合戦略の位置づけ

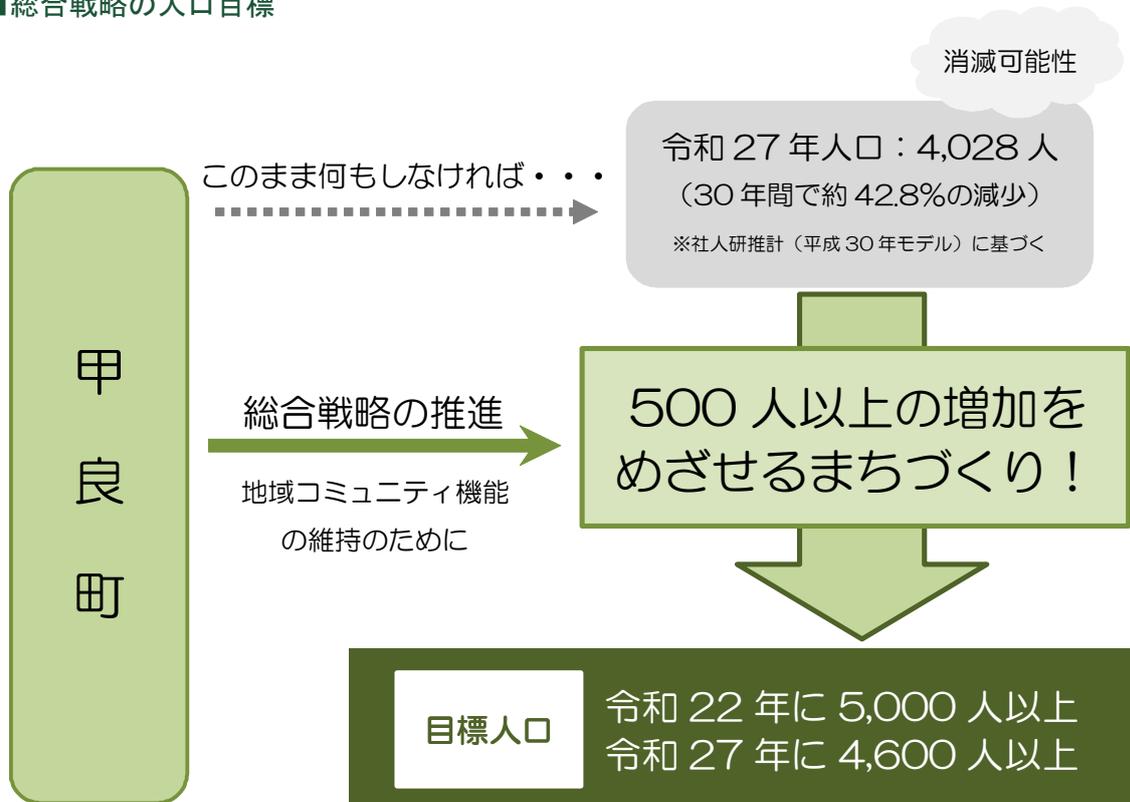
甲良町では、深刻な人口減少問題への対応の取り組みとして、平成27年度に将来の人口目標を定めた「人口ビジョン」と、人口ビジョンの達成のための取り組みをまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。本計画の策定に伴い、最新の統計情報を用いて「人口ビジョン」を検証したところ、令和22年（2040年）の人口推計結果は4,492人、令和27年（2045年）の人口推計は4,028人となります。30年間で人口は40%以上減少します。そのため、持続可能なまちづくりを推進するために本計画で定める諸施策の効果を見込み、令和22年（2040年）では5,006人、令和27年（2045年）では4,619人を将来展望人口としました。

本町では、人口ビジョンで推計した将来展望人口を達成すべく、総合計画に掲げる施策の中からより重点的に取り組む施策を選択して「重点プロジェクト」として位置づけることとし、一般施策に関しても基本施策として位置づけることとします。

第2節 総合戦略の基本方針

将来展望人口として設定する目標人口を達成するために、出生率の向上と純移動（転入人口から転出人口を引いた数値）の改善により、想定される人口から500人以上の増加をめざします。

■総合戦略の人口目標



第3節 基本目標横断型の重点プロジェクト

まちづくりを進める上で、本計画における基本目標横断型の「重点プロジェクト」と位置づけ、プロジェクト単位で重要業績評価指標（KPI）と目標値を設定し、毎年度、進捗状況を把握しながら人口減少対策、地方創生の推進を図ります。

【重点プロジェクト①】

若い世代の定住・移住につながる「魅力的な雇用」を創出する

進学や就職、結婚を機に一旦は本町を離れた若い世代が再び町に戻ってきたり、田舎暮らしをしたいと考える都心部の子育て世代等が移住してきたりするには、本人や家族にとって魅力的な仕事の存在が重要です。そうしたことから、若い世代や子育て世代の希望に沿った就労がかなえられるように、地域内の産業を振興して魅力的な雇用を創出し、就労支援に取り組みます。

【重点プロジェクト②】

新しい人の流れを作るために「魅力ある住環境」を整備・発信する

人口流出の原因の一つに住環境や利便性の観点が挙げられます。賃貸物件も少ないため核家族化に対応した住宅ニーズに十分に答えられていません。そうしたことから、空き家等を活用した住宅支援により、転出拡大を抑制し、移住者や定住者を増やします。

また、観光・体験を通じて都市部に住む若い世代に本町の良さを伝えていくため、本町の魅力を発掘し、インターネット等を活用したPR等に取り組み、本町に関わりがある人（関係人口）を増やし、本町への新しい人の流れを生み出します。

【重点プロジェクト③】

「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実

本町では、合計特殊出生率が低下しています。結婚・出産・子育てには多様な要因が影響していますが、出会いの機会の創出、安定した就労の確保、子育て支援体制の充実を、民間事業者との連携の下で進めていきます。また、子育ての負担軽減を図るとともに、子育て世代にニーズの高い教育の充実に取り組みます。

【重点プロジェクト④】

時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する

本町では集落ごとに自治意識が形成され、暮らしの安心を支えている一方、行事の多さ等が若い世代の負担となり、町外転出につながっている状況があります。そうしたことから、地域的なつながりを維持しつつ、若者や移住者も居心地が良いと感じられる地域自治を進め、誰にとっても暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

また、行政手続き等の簡素化や電子化を順次進め、住民の利便性を高め、仕事と家庭・プライベートの両立実現に取り組みます。

基本計画

(前期計画 令和3年度～令和7年度)

SDGsについて

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な発展目標）」の略称です。平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が平成28年（2016年）から令和12年（2030年）の15年間で達成するために掲げた国際目標です。17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。日本政府をはじめ国内の多くの自治体においても、めざすべき普遍的な目標として取り組まれています。本町においても、産業振興や教育、福祉、環境等をめぐる幅広い分野の課題に対して、全庁的に取り組めます。

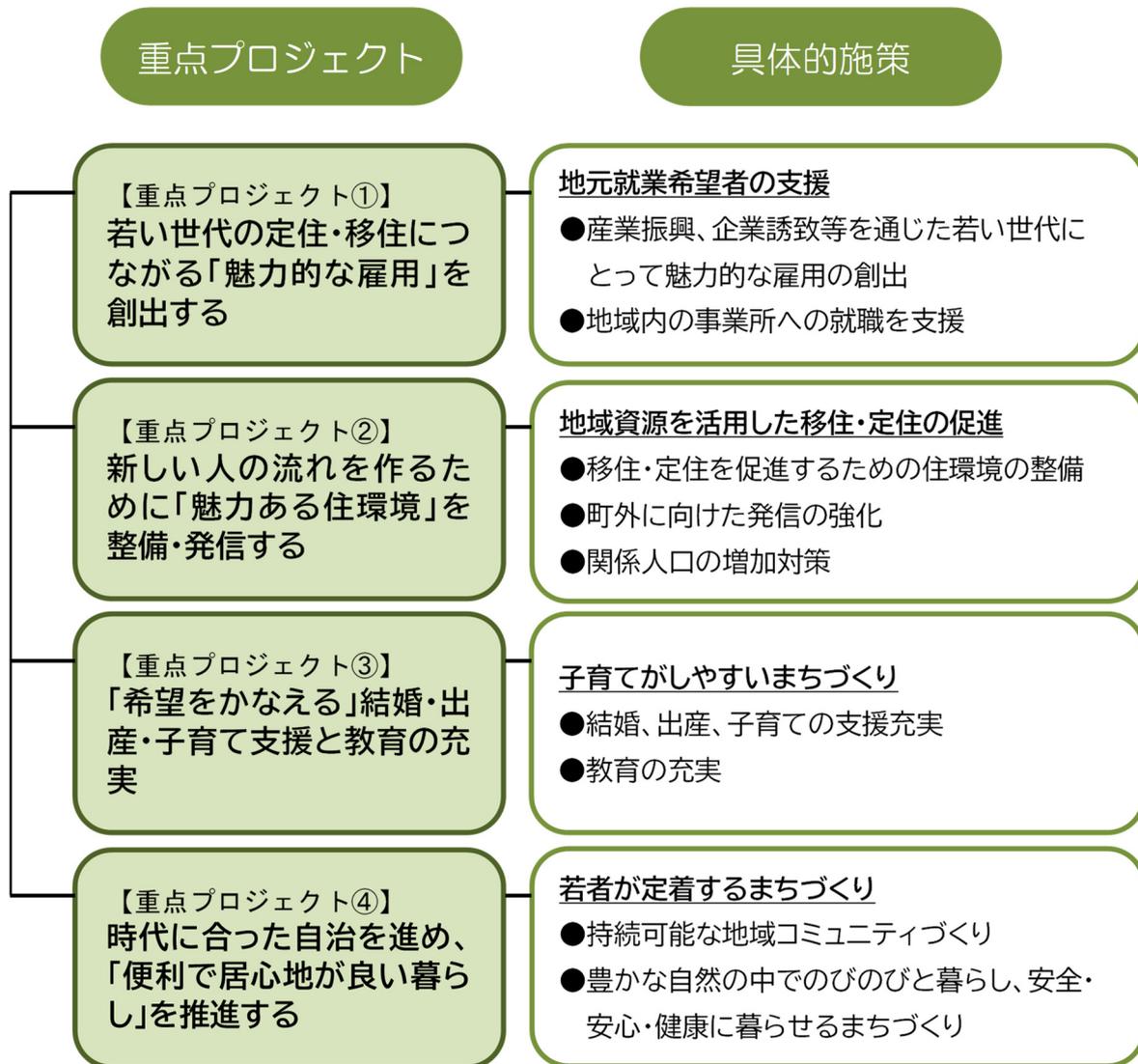
本計画においては、「基本計画」の5つの「基本目標」ごとに、SDGsに定める17の目標のいずれに該当するかを以下のアイコンで示しています。

【17の目標】

	目標1：貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		目標10：人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する
	目標2：飢餓をゼロに 食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する		目標11：住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする
	目標3：すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		目標12：つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	目標4：質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		目標13：気候変動に具体的な検討を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	目標5：ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		目標14：海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	目標6：安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する		目標15：陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護・回復及び持続可能な利用の推進、森林・土地の持続可能な管理
	目標7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに 持続可能で近代的なエネルギーを確保する		目標16：平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供し、包摂的な制度を構築する
	目標8：働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び働きがいのある人間らしい仕事を推進する		目標17：パートナーシップで目標を達成しよう グローバル・パートナーシップを活性化する
	目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進し、技術革新の拡大を図る		

第6章 本計画における重点プロジェクト

第1節 重点プロジェクトの体系



計画目標

- 令和7年度末に人口を6,200人以上とする。[住民基本台帳人口]
- 令和7年度までの5年間の30歳以下の累積転入者を500人とし、50歳代以上の純移動数(転入－転出)を±0とする。
- 子どもを産み育てやすい環境を整備し希望出生率に近づけるために、合計特殊出生率を令和7年度に1.40以上になることをめざす。

第2節 重点プロジェクトの具体的施策と評価指標

人口ビジョンの目標を達成するために、各重点プロジェクトで実施する具体的施策と、その重要業績評価指標（KPI）、数値目標を次のとおり定めます。

【重点プロジェクト①】

若い世代の定住・移住につながる「魅力的な雇用」を創出する

若い世代が就労の希望をかなえられるように、地域内の産業振興を通じて雇用を創出するとともに就職を支援します。

重要業績評価指標	基準値	目標値
新規就職者数	17人 (令和元年度)	30人 (令和7年度)
新規農業者数	0人 (令和元年度)	2人 (令和7年度)

■重点プロジェクト推進の視点

若者や子育て世代にとって「魅力的な雇用」は、定住・移住を検討する際に、重要な要因となります。本町では進学や就職を機に本町を離れることで、10代後半から20代にかけての若い世代の転出超過につながっています。

そうしたことから、まずは本町において若い世代や子育て世代にとって「魅力的な雇用」を生み出すために、基幹産業である農業や建設業のほか、商工業等の産業振興を行うとともに、本町で就業したいと考える方が、本町に本支店を構える事業所へ就職できるように就労支援を進めていきます。

また、主要産業の一つである農業等の付加価値向上、生産性向上に向けて、新たなテクノロジーの活用や新しい発想の導入等について県や関係機関と連携しながら、商工会や住民とも協働して検討を進めていきます。

重要業績評価指標として、「新規就職者数」及び「新規農業者数」を設定することとし、本指標の目標値を達成するために、企業誘致や農業振興、商工業の振興等、本計画で定める各種事業に、部局や政策、施策、事業の垣根を超えて、総合的に取り組むものとします。

■施策推進のための主な事業

- ・企業誘致推進事業
- ・新規農業者支援事業（稼げる農業力育成支援事業）

【重点プロジェクト②】

新しい人の流れを作るために「魅力ある住環境」を整備・発信する

若い世代の定住・移住を促進するために、住宅用地確保や空き家活用等の住環境整備を進め、併せて町外に向けた情報発信を強化し、新しい人の流れを創出します。

重要業績評価指標	基準値	目標値
町外からの転入者数 (毎年1～12月)	141人 (令和元年度)	140人 (令和7年度)
ふるさと納税者件数 (個人/法人)	1,752件/0件 (令和元年度)	2,000件/3件 (令和7年度)
観光入込客数	479,000人 (令和元年度)	600,000人 (令和7年度)

■重点プロジェクト推進の視点

若い世代や子育て世代も、近年のライフスタイルの多様化によって、個々の住宅を持ちたいと考える人が増えています。また、都市部に住む若い世代の移住希望者の中には、豊かな自然環境の中で暮らし、子育てや仕事をしたいと考える人も一定数います。そのため、本町の魅力の一つである豊かな自然環境、田園景観、魅力あるイベント情報等を町内外に広く発信し、移住やワーケーションを望む人に届けます。

また、潜在的に定住・移住を考えている若い世代に本町の魅力を幅広く届けるために、関係人口創出の観点から観光振興に取り組むとともに、地方創生交付金制度や地方創生応援税制等を活用して施策推進に取り組みます。

さらに、定住・移住希望者等への相談窓口機能を強化するとともに、空き家バンクの利用促進や多様なニーズに合わせた補助金制度の推進に取り組み、本町への定住・移住の促進を図ります。

重要業績評価指標として、「町外からの転入者数」及び「ふるさと納税者件数（個人/法人）」、「観光入込客数」を設定することとし、本指標の目標値を達成するために、空き家バンク利用推進事業や、甲良三大偉人プロモーション事業、ふるさと納税制度推進事業等、本計画で定める各種事業に、部局や政策、施策、事業の垣根を超えて、総合的に取り組むものとします。

■施策推進のための主な事業

- ・すまいの補助金交付事業
- ・甲良三大偉人プロモーション事業
- ・ふるさと納税制度推進事業
- ・周遊観光促進事業
- ・空き家バンク利用推進事業
- ・道の駅の機能強化（一括相談窓口）事業
- ・空き家活用推進事業

【重点プロジェクト③】

「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実

結婚、出産、子育て支援を関係機関と連携し推進します。また、子育て世代の負担軽減に努めるとともに、教育内容の充実を図り、本町で子育てしたいと考える若い世代の定住・移住につなげます。

重要業績評価指標	基準値	目標値
出生数 (毎年1～12月の累計)	36人 (平成30年度)	39人 (令和7年度)

■重点プロジェクト推進の視点

初婚年齢の上昇や、非正規労働者等の不安定就労者の増加、結婚・子育てに対する価値観の多様化といった様々な要因によって、合計特殊出生率が中長期的に日本全体でも本町でも下がり続けています。こうした社会課題を受けて、国・自治体ともに子育て支援施策を重点的に推進し、結婚、妊娠、出産、子育て、教育の切れ目ない支援体制の整備が進められてきました。

しかし今なお、希望出生数と、実際の子ども数とは大きな乖離が見られ、若い世代が望む子育て環境は実現していないと考えられます。そうしたことから、本町においても引き続き、結婚、出産、子育て、教育の取り組みを充実させ、子どもを産み育てたいと思う人が増える社会経済環境の整備に努めていきます。

重要業績評価指標として、「出生数」を設定することとし、本指標の目標値を達成するために、各種の子育て支援事業や、学力向上アドバイザー事業等、本計画で定める各種事業に、部局や政策、施策、事業の垣根を超えて、総合的に取り組むものとします。

■施策推進のための主な事業

- ・子育て応援金等支給事業
- ・子育て環境周知事業
- ・福祉医療費助成事業
- ・ブックスタート・ブックフォロー事業
- ・学力向上アドバイザー事業
- ・小学生英語教室開催事業
- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業

【重点プロジェクト④】

時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する

若い世代が住み続けたいと考える町になるように、安心・安全、健康に暮らせるまちづくりを進めるとともに、豊かな自然の中でのびのびと暮らしながら、利便性が高い行政サービスが受けられるように環境整備を進めていきます。

重要業績評価指標	基準値	目標値
若年層（20～39歳）の人口 （毎年3月31日現在）	1,271人 （令和元年度）	1,000人 （令和7年度）

■重点プロジェクト推進の視点

若年層の人口維持や減少抑制は、まちづくりの担い手確保やコミュニティ機能維持の観点から、極めて重要な課題だと考えられ、できる限り、若い世代の転出を抑え、転入を促進することが、本計画における重要な視点の一つです。

本町では進学や就職によって10代後半から20代にかけての若い世代が、町外へ転出している傾向が見られます。就労環境が充実し、文化・エンターテインメントにあふれる都市部の住環境に慣れると、本町へ再び戻る機会は少なくなると考えられます。

また、本町を離れる理由に、「まちのイメージ」や、「地縁のわずらわしさ」を挙げる人も一定数見られます。若い世代の郷土愛醸成の推進や、本町挙げてのイメージアップ戦略の取り組み、若い世代の発想も取り入れた時代に合った地域自治や、行政手続きの簡素化・電子化、感染症対策等を進め、便利で居心地が良い暮らしづくりや環境づくりが必要となります。「企業版ふるさと納税制度」等を活用して、民間の活力を活かした魅力的なまちづくりを進めていくことは地方創生の推進の観点からも重要となります。

重要業績評価指標として、「若年層（20～39歳）の人口」を設定することとし、本指標の目標値を達成するために、甲良学「バサラ塾」事業や、小さな拠点形成事業、公共交通快適化事業（路線バスの増便及び路線変更）等、本計画で定める各種事業に、部局や政策、施策、事業の垣根を超えて、総合的に取り組むものとします。

■施策推進のための主な事業

- ・甲良学「バサラ塾」事業
- ・小さな拠点形成事業
- ・地域間連携事業
- ・公共交通快適化事業（路線バスの増便及び路線変更）
- ・健康づくり・町民長生き促進事業

第7章 基本計画で定める推進施策、成果目標

基本目標 1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造

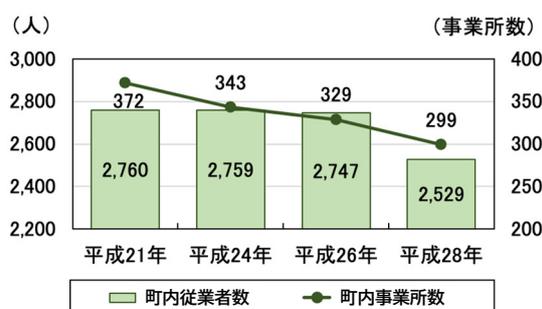
基本方針

豊かな暮らしを実現していく上では、魅力的な雇用の場が必要であり、将来のまちづくりを担う人たちの定住・移住を促進する上で、産業振興と雇用創造は重要課題です。本町の強みである農業・農村を活かす産業振興を基本とし、農業振興はもとより、農業と商工業、農業と観光等の他産業分野との連携・共創に取り組みます。

課題

道の駅「せせらぎの里こうら」における観光入込客や農産物販売が好調であり、本町の魅力である農業・農村景観を活かした産業振興が一定の成果を上げているものの、中長期的視野に立つと、農業の担い手不足や事業所数、従業者数の減少による商工業の停滞等が今後の課題に挙げられます。

■ 従業者数と事業所数の推移



資料：経済センサス



ブランド農産物「甲良米」をつくる



施策の体系

農業	集落農業の再構築、集落営農組織・認定農業者の育成
	甲良産の農産物ブランド化・販路開拓、環境にやさしい農業
	農業・農村体験プログラムの提供
	鳥獣害防止対策の推進
商工業	中小企業・中小商店の育成支援
	新たな産業誘致・育成
	商業拠点魅力づくり、特産品開発
観光	観光資源の整備
	観光振興の基盤整備、広域連携
	観光PR、イベント企画
労働・勤労	雇用の確保と安定
	就労対策の充実
	勤労福祉の充実
	生産環境の整備



国宝 西明寺三重塔

政 策 1 農業を振興する

基本施策1 集落農業の再構築、集落営農組織・認定農業者の育成

- 集落を超えての合意形成を促進し、小規模集落を中心に農地集積をさらに進め、国が掲げる農地集積の目標率70%~80%に向けて推進します。
- 国の補助等を活用しながら、機械・施設の更新への支援を行います。
- 農地流動化に伴う調整を図るとともに、人材確保、後継者育成に取り組みます。
- 県やJA等と連携して、集落営農組織や認定農業者の運営・経営相談会を実施します。

基本施策2 甲良産の農作物ブランド化・販路開拓、環境にやさしい農業

- 道の駅指定管理者や生産者組合、JA東びわこと連携し、新たな販路開拓、ふるさと納税返礼品開発等を通じて、農産物の全国展開を進めます。
- 有機肥料栽培ならびに減農薬栽培を奨励しながら、県が進める環境こだわり農産物としての認証取得を支援し、高収益農産物へのシフトを図ります。
- 直売所の施設拡充（販売面積の拡大）を道の駅の指定管理者と連携して進めます。
- 地産地消を進めるため、保育園や町内施設の給食等に地元野菜の活用を図ります。
- 環境との共生を図るため、畔の除草では除草剤を利用しない技術の導入を促進します。

基本施策3 農業・農村体験プログラムの提供

- 道の駅や、食の拠点施設3拠点と連携し、「農業・農村体験プログラム」を実施します。
- 明日を担う子どもたちに農業を伝承していくために、小学校での「たんぼのご事業」や、小中学生を対象に「仕事・職場体験事業」として田植えや稲刈り体験を実施します。

基本施策4 鳥獣害防止対策の推進

- サル等の鳥獣による農産物被害の防止対策を図り、「獣害に強い集落」をめざします。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
農地集積率	67.5%	80.0%
認定農業者数	10名	13名

関連計画

- 甲良農業振興地域整備計画
- 甲良町森林整備計画
- 彦愛犬鳥獣被害防止計画



農業体験

政策② 商工業を振興する

基本施策1 中小企業・中小商店の育成支援

- 商工会への加入促進や、商工会を通じたパソコン研修や各種資格取得研修の実施及び経営相談、経営指導を行い、中小企業や商業者の経営の近代化、経営能力向上を促します。
- 小口簡易資金等融資支援等の国・県が設ける助成制度の普及に努め、設備投資や運転資金の融資を支援します。

基本施策2 新たな産業誘致・育成

- 新たな産業誘致に向けて、事業用地の活用に係る公募を進めます。
- 本町への進出企業に対して既存の工場設置奨励金制度拡充と固定資産税に関する制度検討を進めます。

基本施策3 商業拠点魅力づくり、特産品開発

- 食の拠点及び道の駅「せせらぎの里こうら」を商業拠点として、情報発信を強化し、町全体の活性化につなげます。
- 道の駅「せせらぎの里こうら」での特産品開発や販路拡大を支援します。米や野菜の特産品化に関してはJA東びわことの連携を図ります。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（5年間累計）
新たな企業誘致件数	0件	2件



甲良町せせらぎフェスタ 出店で賑わう



甲良町観光大使 Swimy の演奏

政 策 3 観光を振興する

基本施策1 観光資源の整備

- 国宝である湖東三山・西明寺や甲良三大偉人といった本町が有する豊かな歴史・文化を活かして観光資源を掘り起こします。
- 豊かな農村体験を観光資源とするため、関係機関との連携により農産物収穫体験事業を実施します。
- 道の駅「せせらぎの里こうら」を核とした農産物直売を推進します。店頭販売の充実をめざします。

基本施策2 観光振興の基盤整備、広域連携

- 町内の観光資源を結ぶ観光ルートを定めます。特に「女性と食」等の観光消費を想定した企画を進めるとともに、観光マップの作成や必要に応じて施設整備に取り組みます。
- 観光協会の組織強化のために専任の事務局長を配置し、観光誘致活動を推進します。
- びわこビジターズビューローや周辺自治体との連携により、広域観光の取り組みを進めます。

基本施策3 観光PR、イベント企画

- 観光協会と連携し、ウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を用いた効率的・効果的な情報発信を進めます。
- インターネットを活用したフォトコンテスト等を実施し、町運営SNSのフォロワー獲得を行い、関係人口の増加に取り組みます。
- 道の駅「せせらぎの里こうら」や芝生広場を有効活用し、入込客誘致のためのイベントを実施します。大規模なドッグランを活かし、ペットユーザーの来客にも注力します。
- 高虎・尼子ゆかりの地ウォーキング等の企画を絡ませて、各集落が誇る樹木や花木を活用して、甲良の自然の素晴らしさをPRします。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
観光ルート設定数	4ルート	7ルート
甲良町観光協会事務局の独立化	非独立	独立化



道の駅「せせらぎの里こうら」店内直売所

政 策 4 労働・勤労を推進する

基本施策1 雇用の確保と安定

- 魅力的な雇用の創出に向けて企業誘致等を進めます。
- 企業訪問や企業内窓口相談者の設置等により、雇用機会均等、就職差別の撤廃に向けた理解促進に取り組みます。また、女性、高齢者、障害者等の雇用機会の確保・拡大、定年延長を図るため関係機関と連携します。

基本施策2 就労対策の充実

- 就職困難者の安定就労に向け、職業相談業務や家庭訪問業務の充実に努めるとともに、職業訓練、技能習得制度の活用を推進します。
- 道の駅指定管理者と連携し、労働意識や労働意欲の高揚を図ります。また、中学生の職業体験事業等を行います。
- ハローワーク彦根との連携を密にするとともに、町内施設等で求人情報の掲示や職業相談を実施します。
- 今後の就労対策を計画的かつ効果的に展開していくため、就労後の実態把握のための調査・研究を行います。

基本施策3 勤労福祉の充実

- ワークライフバランスや、テレワーク・リモートワークといった近年の働き方改革の動向も踏まえて、労働条件の改善や労働環境の適正化を事業者に促すため、必要に応じて情報提供や相談対応を行います。

基本施策4 生産環境の整備

- 住宅ニーズに応えるべく、各種法令や都市計画マスタープラン、住宅用地創出の基本的事項等に基づき、早期に住宅用地確保の検討を進め、近隣市町への人口転出を抑制するとともに、新たな企業誘致に対応していきます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和7年度)
町内事業所の従業者数 (全産業・事業所単位)	2,529人	2,500人

関連計画

- 甲良町都市計画マスタープラン
- 甲良町障害者基本計画及び障害福祉計画
- 甲良町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

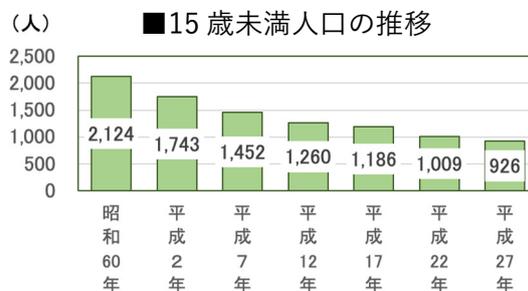
基本目標 2 みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」

基本方針

学校や家庭での教育を充実させていくと同時に、生涯を通じてあらゆる機会学ぶことで次世代を担う子ども・若者の教育・育成に取り組みます。また、郷土愛を醸成し、「知・徳・体」の調和がとれた学習機会を確保し、創造性や豊かな感性を育むための多様性に富む交流機会の充実を図ります。

課題

良いまちづくりに人づくりは欠かせない課題です。中長期的に子ども・若者人口の減少が見込まれており、限られた財源の中で、より良い保育・教育の体制構築及び、施設運営をしていく必要があります。また、子ども・若者の郷土愛を醸成していくことが求められています。



資料：国勢調査



東保育センター おさんぽ



施策の体系

乳幼児保育・教育	教育内容の充実
	保育施策の充実と環境整備
	保育の場における環境教育、愛町心の充実
	地域に開かれた園づくり
	職員確保、働き方改革

学校教育	教育内容の充実
	教育環境の整備と充実
	教職員の資質向上と働き方改革
	地域に開かれた学校づくり
	人権教育の推進

社会教育 (生涯学習)	社会教育推進体制の整備
	地域や家庭における教育の充実
	青少年の健全育成
	スポーツの振興
	人権教育の推進

歴史文化	文化財の保護・保全
	甲良町歴史資料館の整備と充実
	地域の歴史文化の発掘と利活用
	文化活動の振興



甲良東小学校 運動会



軟式野球大会

政 策 ① 乳幼児保育・教育を充実する

基本施策1 教育内容の充実

- 少子化進行や教育の充実、次世代の人材育成の観点から、町全域を対象とした保幼小学校の設置、最適なクラス定数の検討、保幼小中連携に基づく継続的な学習保障を図ります。
- 一人ひとりを大切にされた保育、子どもの人権意識や男女共同参画意識の醸成を図ります。
- 環境を通して豊かな経験を積み、自立心や主体性を育みます。
- 特別支援教育の充実に向け、個別教育支援計画や個別指導計画の作成、見直しを図ります。
- 発達支援の充実に向け、家庭や関係機関等との連携を強化します。
- 家庭と連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」等の基本的な生活習慣の育成を図ります。
- 菜園活動やクッキング、給食、食育体験学習を通して食育推進に取り組みます。
- 外国籍乳幼児や保護者に対し配慮し、多文化共生に向けた支援を行います。

基本施策2 保育施策の充実と環境整備

- 老朽化した園舎の改修・修繕を含め、子どもが安全でかつ快適に過ごせる施設整備の充実を図るとともに、防犯に対するセキュリティ強化を進めます。
- 利用需要の多様化、事務効率化、財政軽減のため、認定こども園の設置検討を進めます。
- 病児・病後児保育の実施を湖東定住自立圏域において継続していきます。
- 子育て支援を充実する観点から、幼稚園における預かり保育を継続します。

基本施策3 保育の場における環境教育、愛町心の充実

- 子どもが自然環境に愛着を持てる機会を設けるとともに、環境保全教育を推進します。
- 図書館、運動公園、梅林公園、道の駅、各字の公園等を活用し、愛町心を育みます。

基本施策4 地域に開かれた園づくり

- 関係部局や機関が連携し、子育て悩み相談や保護者同士の関係づくりを図るとともに、家庭の教育力向上に向けて研修や事業、保護者の集団育成に取り組みます。
- 地域活動事業の充実のため、園及び園庭開放事業を継続していきます。

基本施策5 職員確保、働き方改革

- 子どもの育ちを保障するため、正規職員や有資格会計年度任用職員の確保を図ります。
- 土曜保育や早朝延長保育等を委託し、職員の働き方改革や保育の資質向上を進めます。
- 全職員へのパソコン環境の整備や登降園管理に新技術を導入し、事務効率化を進めます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
朝食を食べている子どもの割合（就学前児童対象）	81%	100%

関連計画

- 甲良町教育大綱 ○甲良町子ども・子育て支援事業計画
- 甲良町公共施設等総合管理計画

政 策 ② 学校教育を充実する

基本施策1 教育内容の充実

- 新学習指導要領に基づき、「知・徳・体」のバランスのとれた教育を進めます。
- 視野の広い教育を進めるため、外国語指導助手によるコミュニケーション能力育成や国際理解の向上に努め、プログラミング教育やG I G Aスクール構想の環境整備を進めます。
- 体育の充実を図るとともに、災害から自分を守る力の育成、食育、安全教育に努めます。
- 「いのち」や「人権」を大切に作る心を育て、たくましく生きる力を養います。
- 甲良の自然や伝統文化、地域に根差した学習を通じて、郷土愛を高めます。

基本施策2 教育環境の整備と充実

- 望ましい教育環境の実現を図るため、一人1台のタブレット端末や情報通信環境、教材・ソフトウェア等の整備に努め、G I G Aスクール構想を進めます。
- 施設老朽化に対応した防災対策、災害時避難所開設に対応できる施設整備に努めます。
- 甲良町立図書館と連携し、課題学習に必要な資料拡充等、学校図書館の充実を図ります。
- 心身の健全な発達のため、安全で安心、品質、地産地消を重視した学校給食を進めます。

基本施策3 教職員の資質向上と働き方改革

- 人間性を豊かにし、時代に即応した教職員育成を図ります。
- 教職員の健康管理や働き方改革に取り組み、より良い働く環境の実現をめざします。
- 町の自然や歴史文化等について教職員が知識を深めるための機会づくりに取り組みます。

基本施策4 地域に開かれた学校づくり

- 教育委員会と子育て支援センターの連携により、家庭教育の啓発に努めます。
- コミュニティ・スクールを立ち上げ、学校と地域、家庭が協働して教育を進めます。

基本施策5 人権教育の推進

- 出生地や障害、指向等による差別がされないよう基本的人権尊重の意識高揚を図ります。
- 関係部局・機関が連携し一貫性のある同和教育に取り組み、教育の充実を図ります。
- インクルーシブ教育を推進するとともに、障害のある子どものニーズを把握し、適切な指導と必要な支援、教育環境の整備、養護学校との連携による教育の充実に努めます。
- 不登校児童生徒に対して関係機関が連携し支援体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による生徒指導や相談の充実に努めます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値	目標値（令和7年度）
英検・漢字検定（各級）の合格率	47.5%（令和元年度）	60.0%
1か月の読書平均冊数（小学生/中学生）	4.8冊/2.2冊	6.5冊/4.2冊

※1か月の読書平均冊数の基準値は平成29年のもの。

関連計画

- 甲良町教育大綱
- 甲良町子ども読書活動推進計画
- 甲良町公共施設等総合管理計画

政 策 ③ 社会教育(生涯学習)を充実する

基本施策1 社会教育推進体制の整備

- 体系的な生涯学習施策の推進に向けて、生涯学習に関する諸施策の体系的な整備のため、生涯学習基本構想の策定に努めます。
- 生涯学習に関する機関、施設の連携を図るとともに、社会教育施設の活用を進めます。
- 住民のニーズに即した魅力ある生涯学習講座を企画し、本町の魅力を再発見できる学習機会を設けるなどして、愛町心を高める取り組みを検討します。

基本施策2 地域や家庭における教育の充実

- 各集落のむらづくり推進体制や、住民の自主的活動の充実支援に取り組みます。
- 家庭教育に関する学習・相談機会の確保及び、親と子のふれあい機会の場を設けます。

基本施策3 青少年の健全育成

- こうらスマイルネット等の関係機関と連携・協力し、子ども会の活動やふれあいラジオ体操等の世代間交流を進めたりするなど、青少年の体験活動の充実を図ります。
- 研修会の開催や地域全体での見守りを進めるなどして、非行防止と環境改善に向けた取り組みを推進します。

基本施策4 スポーツの振興

- 各世代に応じたスポーツ教室や大会を開催したり、誰でも参加しやすいウォーキング等の普及啓発を進め、生涯スポーツの推進を図るとともに、指導者の育成を図ります。
- 運動公園や温水プール、学校施設の活用促進を進めるとともに、住民の要望に沿ったスポーツ環境、備品の充実を図ります。

基本施策5 人権教育の推進

- 人権学習は一人ひとりが生涯にわたって「気づき」を得る学習の場として認識し、人権尊重の精神を日常生活に活かす活動を推進し、差別を許さないまちづくりにつなげます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
おはなし会参加人数	59人	60人

関連計画

- 甲良町教育大綱
- 甲良町障害者基本計画及び障害福祉計画

政 策 4 歴史文化の保全と普及

基本施策1 文化財の保護・保全

- 国・県の補助金を活用して文化財の修繕・保全を進めるとともに、文化財の指定や発掘調査等を推進するため、専門職員及び事務職員の拡充をめざします。また、文化財保全のために住民等の理解が得られるよう、啓発を行います。
- 町と各集落が連携し、体制整備を含めて文化財指定啓発に積極的に取り組みます。

基本施策2 甲良町歴史資料館の整備と充実

- 歴史資料館の早期開館に向けて、歴史民俗資料の収集、整理を進めるとともに、展示室や文化財専門職員の確保をめざします。文化財専門職員が不在の間は、県や広域圏の協力を得られるよう体制整備を進めます。

基本施策3 地域の歴史文化の発掘と利活用

- 佐々木道誉（佐々木高氏・京極道誉）、藤堂高虎、甲良豊後守宗廣、尼子氏の顕彰会の充実を図り、若い世代に甲良の偉人、先人の知名度を高めます。
- 地域の伝統的行事や生活様式等の情報収集や後継者対策に取り組むべく、歴史文化の知識に秀でた人や伝統的な技術を継承している人の名簿作成を進めるとともに、教育委員会とも連携し次世代を担う世代に、せせらぎ探検隊による郷土学習等を進めます。
- 文化財を活かしたイベント支援に向けて、各集落の無形文化財の把握に努めます。

基本施策4 文化活動の振興

- 文化振興に取り組む団体の会員拡大、団体育成に取り組みます。また新規団体結成や、年1回開催する文化祭に若い世代を呼び込むなどして、文化活動の振興を図ります。
- 文化協会の運営支援に向け、各集落で活動している未加入団体に加入を呼びかけるなどして、会員確保と住民周知に取り組めます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
せせらぎ探検隊における郷土学習の参加人数	0人	20人



北落日吉神社 雨乞御礼踊り(おはな踊り)



野神社 火まわし(豊作祈願)

基本目標3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会

基本方針

子どもから高齢者、障害者等、誰もが元気にいきいきと暮らすことができる地域社会を築くとともに、健康づくりに取り組みます。また、家族や地域の相互扶助力を充実させ、支え合いによる地域福祉の充実をめざします。

課題

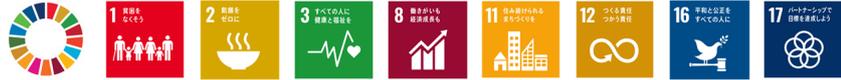
健康寿命の延伸とともに健康増進と介護予防の重要性が高まっています。また、子ども・子育て支援や障害者福祉の推進、生活困窮者の支援等、地域福祉の充実には多岐にわたる課題があります。本町の強みである集落単位での互助・共助のつながりを維持強化するとともに、転入者にもやさしい地域交流が求められます。



子育て支援センター オープンルーム



親子ふれあい教室



施策の体系

地域福祉・社会福祉	地域福祉の推進
	人にやさしい環境整備
	ひとり親家庭への支援充実
	生活困窮対策と生活保護制度の運用
	相談・支援体制の充実
(保健・医療)	健康づくりの推進
	母子保健事業の充実
	疾病予防対策の支援
	地域医療体制の充実
子育て支援 ・家庭支援	子育て支援サービスの充実
	家庭養育支援の体制整備
	子どもの居場所づくり
	子育て意識の高揚
高齢者福祉	いきいきとした暮らしづくりの支援
	介護予防・生活支援サービスの充実
	介護予防サービスの適正な利用と介護保険制度の適正な運営
福祉(児)	障害に対する地域理解と協力の促進
	地域生活を可能とするケア体制づくり
	自立と社会参加を促進する支援体制づくり
	安心して暮らせる地域環境づくり
共生 ・人権	多様な文化や生き方が尊重される共生のまちづくり
	人権施策の推進
社会 保障	安定的な国民健康保険財政の推進
	国民年金制度の普及促進

政 策 ① 地域福祉・社会福祉を推進する

基本施策1 地域福祉の推進

- 地域社会での相互扶助意識を高めるため、むらづくり活動との協働、民生委員児童委員などとの連携を進め、学習会や講演会の開催等を通じて啓発活動を行います。
- 社会福祉協議会等と連携しながらボランティアの発掘・育成を進めます。
- 地域総合センター、保健・福祉部門が連携しながら旧同和地区における保健や福祉の身近な相談窓口対応に取り組みます。また、ワンストップ総合窓口として地域総合センターにより住民ニーズの把握に努め、住民サービスの充実を図ります。

基本施策2 人にやさしい環境整備

- すべての人々が暮らしやすい生活環境を整えるため、福祉環境整備に努めていきます。
- 社会福祉協議会等と連携し、交通手段のない在宅高齢者の医療機関への送迎サービスや買い物支援サービスに取り組んでいきます。

基本施策3 ひとり親家庭への支援充実

- 就労相談、生活困窮相談、各種貸付制度の紹介、虐待等の家庭内の諸問題に対して幅広く相談を受け、適切な指導・助言を行います。
- 関係機関と連携し、国・県の支援制度等を用いて、就業や能力開発支援を行います。
- 国・県等の援助制度の活用促進のほかに、子育て支援や各種手当の充実を図ります。

基本施策4 生活困窮対策と生活保護制度の運用

- 生活困窮者の自立支援のために社会福祉協議会や県と連携を進めるとともに民生委員児童委員と協力してアウトリーチ支援を図ります。生活相談を担う関係課と情報共有を進めます。
- SDGsの理念に沿って、生活保護を必要としている人の実情を把握し、的確かつ迅速に生活保護が受けられるように役割を果たしていきます。
- 関係機関の職員や民生委員児童委員等と連携し、ケースワーカーによる保護者への生活指導、助言に際し、必要に応じて同行し補助を行います。

基本施策5 相談・支援体制の充実

- 甲良町地域ケア会議を充実し、日頃から相互調整を意識した情報連絡体制を整えます。
- 社会福祉協議会の活動の充実を図るための支援を行います。
- 町の財政事情を勘案しつつ、福祉需要拡大に対応するため、職員体制の拡充を図ります。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
生活困窮者相談の解決率	—	20%
ボランティア登録者数（延べ人数）	485人	533人

関連計画

- 甲良町地域福祉計画
- 甲良町地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

政策② 健康(保健・医療)を推進する

基本施策1 健康づくりの推進

- 一人ひとりに適した健康づくり支援を担う保健師、管理栄養士の確保を行います。その上で、特定健診未受診者への受診勧奨を進めていきます。
- 生活習慣病予防及び重症化予防のため、体制整備を図るとともに、健康推進員と連携し、集落単位での健康課題とその解消に向けた支援に努めます。
- 国保加入者以外の健診受診者にも生活改善指導の充実を行える体制整備をめざします。

基本施策2 母子保健事業の充実

- 妊婦健診公費負担、新生児訪問指導を行うとともに、子育て世代包括支援センター機能を発揮し、保健師、助産師、管理栄養士等が妊娠期から子育て期の親子の健康づくりに取り組みます。
- 関係課が連携し、子育て支援を必要とする親子を早期に発見し対応します。
- 乳幼児定期予防接種の接種勧奨実施を継続し、感染症予防に関する情報発信を行います。
- 子どもの成長・発達を支援するために、医療機関や、福祉及び教育部局との連携を推進するための体制整備を進めます。

基本施策3 疾病予防対策の支援

- 生活習慣病予防の健康診査、各がん検診の受診者数の増加に向け、関係部局と連携して、疾病予防や早期発見の必要性を広報啓発していきます。また、健康相談や個別指導の充実に向けて、保健師や管理栄養士等の人材確保に努めます。
- 介護予防を見据えた健康教室を保健師、管理栄養士、運動指導士等と連携し実施します。
- 感染症予防、重症化予防のため、乳幼児や高齢者等の予防接種の接種率向上に努めます。
- 健康増進法改正の趣旨に則り、禁煙を進め、地域ぐるみでタバコ対策を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症への対策を講じ、公衆衛生の充実に努めます。

基本施策4 地域医療体制の充実

- 安心・安全の地域医療体制に向けて、県、湖東・湖北地域と連携し体制整備を図ります。
- 救急医療体制の持続性を確保するため、開業内科医や小児科医の出役回数を見直します。

成果指標

重要業績評価指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
特定健診実施率	45.0%	60.0%以上
各種がん検診の受診率	胃がん：6.4%／肺がん：11.9% 大腸がん：10.0%／乳がん：11.3% 子宮がん：8.8%	胃がん：8.0%／肺がん：13.0% 大腸がん：13.0%／乳がん：13.0% 子宮がん：12.0%

関連計画

- 甲良町国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)
- 甲良町食育推進計画および健康増進計画 ○甲良町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

政 策 ③ 子育て支援・家庭支援を推進する

基本施策1 子育て支援サービスの充実

- 妊娠期から青年期まで一貫した子育て支援や、すべての子ども・家庭の相談に対応するため、子ども家庭総合支援拠点の設置や心理士配置を含め、専門的な体制整備を進めます。
- 子育てに取り組む親が交流するための情報交換の場づくりや子育て教室の開催を通じて、子育ての不安や孤立感の軽減・解消に努めるとともに、歯科衛生士、栄養士、保育士等の専門的な見地から育児指導できるように取り組みます。
- 赤ちゃん訪問、見守りおむつお届け便、1歳おめでとう訪問等を通じて、地域における子育て支援・家庭支援の充実に取り組みます。
- 一時預かり事業に使える無料クーポン券発行等により、子育ての負担軽減を図ります。
- 放課後児童クラブ事業の民間委託を行い、保育サービスの維持向上によって放課後児童の保育・学習環境及び、障害児保育の環境整備を進めます。

基本施策2 家庭養育支援の体制整備

- 養育困難な家庭での児童生徒の健全な成長を図るため、子ども家庭総合支援拠点の設置等の子育て支援体制の整備を進め、児童虐待防止と要保護・要支援児童の支援を行います。
- こんにちは赤ちゃん訪問、見守りおむつお届け便、1歳おめでとう訪問の対象世帯の全数実施をめざし、子どもの健全成長や、児童虐待の未然防止、要保護児童等の支援に努めます。

基本施策3 子どもの居場所づくり

- 学校、保護者との合意の下、不登校児童生徒の学校復帰や進路保障を行うとともに、子ども・家庭の相談に対応する専門性を持った支援体制の整備を図ります。
- 県立高校との連携強化を図り、高校生についても切れ目ない支援を進めます。

基本施策4 子育て意識の高揚

- 歯科衛生士や管理栄養士等の専門職、子育てに関するアドバイザーの協力を得て、親子教室や学習会等により、子育てに関する意識向上、親子のふれあいを推進します。
- 子育てに関する最新情報を提供できるように、子育てアプリの利用促進を図ります。
- 特定不妊治療の費用助成等を行い、子どもを産み育てたい人の思いに応えられるように努め、子育て意識を高めます。
- 地域で子育てを見守る重要性を広報や街頭活動、世代間交流等で周知に努めます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
子ども家庭総合支援拠点の設置	未設置	設置
週1回以上の不自然な遅刻や欠席のある小中学生の割合	5.98%	4.98%

関連計画

- 甲良町子ども・子育て支援事業計画
- 甲良町教育大綱

政 策 4 高齢者福祉を推進する

基本施策1 いきいきとした暮らしづくりの支援

- 高齢者のサークル活動やボランティア活動等への参加を促進するとともに、豊かな人生経験、知恵や技能を活かせる場づくり、地域内で行われる事業への助言者、労働者として活躍できる機会創出等により、社会参加意識や生きがいづくりに努めます。
- 地域サロンや、健康づくり・介護予防講座、ニュースポーツ等の事業を通し、高齢者の健康づくりを支援するとともに、多様な年齢層の住民とふれあえる交流事業を推進します。
- シルバー人材センターの機能充実を図り、高齢者の就労機会の創出確保に努めます。
- 高齢者の保健・医療・福祉に関する総合的・専門的な相談対応を行うための体制整備に努めるとともに、地域における高齢者の実態把握、サービスに関する情報提供を行います。
- 民生委員児童委員や健康推進員及び老人クラブ連合会、介護事業者協議会等との情報交換を密にして、関係団体との連携強化を図るとともに、日常的に情報収集に努めます。
- SDGsの理念に沿って、誰一人取り残さないための施策推進を図ります。

基本施策2 介護予防・生活支援サービスの充実

- 筋力向上、栄養改善、口腔ケア、閉じこもり対策、転倒骨折予防、認知症予防等の介護予防事業を実施し、介護度の重度化防止や要支援・要介護者の増加防止を図ります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、軽度生活援助や配食サービス、高齢者等移送サービス等の介護保険サービスを補完する在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 地域包括支援センターを中心に甲良町地域ケア会議を定期的に開催し、関係機関、介護サービス事業者との調整・連携を図ることにより、保健・医療・福祉の総合的な地域ケア体制を推進します。

基本施策3 介護予防サービスの適正な利用と介護保険制度の適正な運営

- 利用者が適時、適切な介護保険サービスを受けることができるよう、サービスを提供する事業主体者と関係機関との調整を進めます。また、ケアプランに基づくサービスの適正な利用が行われるように支援を行います。
- 利用者が適切にサービスを選択できるよう、介護保険制度や介護保険サービスに関する情報を適切に提供し、相談窓口や苦情処理体制の充実に努めます。また、介護保険サービスの給付適正化を図り、健全で安定した保険財政の運営に努めます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
地域活動に参加している高齢者の割合	11.4%	30.0%

関連計画

- 甲良町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 甲良町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

政 策 ⑤ 障害者(児)福祉を推進する

基本施策1 障害に対する地域理解と協力の促進

- SDGsの理念に沿い、誰一人取り残さず、公平で公正な障害者福祉の推進に努めます。
- 広報誌や町ウェブサイト、湖東福祉圏域での障害者理解促進研修・啓発事業を進めます。
- 学校における福祉の心を育む教育を推進し、家庭や地域、職場では障害者の問題や人権・福祉について学ぶ場・機会の充実を図ります。
- 学校や地域において、障害者や障害児と住民との交流活動の充実を図ります。また、スポーツ・文化・芸術活動を積極的に推進し、障害者の社会参加の機会拡充に努めます。
- 湖東地域障害者自立支援協議会等で障害者を社会全体で支援する仕組みの検討を進めるとともに、ボランティア団体や地域住民とともに活動の充実に向けて取り組みます。

基本施策2 地域生活を可能とするケア体制づくり

- 障害者の情報入手やコミュニケーション手段充実のために、広報誌やインターネット、情報端末機器等を活用した情報提供、手話通訳や要約筆記奉仕員の派遣を進めます。
- 障害者の相談内容の多様化、需要増に対応するために、相談支援体制を充実します。
- 障害の早期発見・早期治療が実施できるよう、相談・指導体制の整備を図ります。
- 健康診査や各種訓練、保健指導や健康教育等を行います。また医療機関と連携し、リハビリテーション体制の確立と医療体制の充実を図ります。
- 相談支援事業所や民生委員児童委員、社会福祉協議会等の関係機関と連携するとともに、権利擁護機関を広域で開設し、権利擁護を必要とする障害者の早期発見・対応に努めます。

基本施策3 自立と社会参加を促進する支援体制づくり

- 障害児が幼児期から小中学校卒業まで一貫した教育を受けられるよう、各種関係機関の連携による教育支援体制の充実に取り組みます。
- 必要な人に障害福祉サービスが充足できるよう、湖東福祉圏域での支援体制整備に向け、関係市町や機関と協議し、障害福祉サービス事業者の確保に努めます。
- 就労支援事業者等と連携強化を図り、一般就労移行に限らず、本人の状況や適性、意向に寄り添った適切な支援を推進できる包括的な就労支援・職業訓練体制の整備をめざします。

基本施策4 安心して暮らせる地域環境づくり

- 施設整備や防災拠点等のバリアフリー化により、安心して暮らせる環境づくりに努めます。
- 要支援者避難支援プランの更新や県等関係機関と情報共有を進めます。また、障害者が犯罪に巻き込まれないように、自治組織や関係機関・団体と連携して防犯体制を整えます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
福祉施設からの地域生活への移行率	0%	6%

関連計画

- 甲良町障害者基本計画及び障害福祉計画

政 策 6 共生・人権を大切にする

基本施策1 多様な文化や生き方が尊重される共生のまちづくり

- 集落間の連携を深め、交流による相互理解の促進を図ります。
- 国籍、民族、言語、文化といった「ちがい」を超え、ともに豊かに生きることができる多文化共生社会の実現のために、グローバルな視野に立った外国語講座等の支援を行い、町内や近隣市町在住の外国の方との共生をめざします。
- 外国籍住民や、移住希望者等の就労や教育、福祉をはじめとした、暮らしに関する相談窓口の需要に応えるべく、広域的に取り組む事業を模索します。

基本施策2 人権施策の推進

- 行政組織の中で職員一人ひとりの人権意識、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
- 法に基づいた公平で公正な人権施策を推進するため、人権施策基本計画を策定します。
- ハラスメント防止対策や女性活躍推進に取り組み、性別や障害の有無を問わず、活躍できる社会の実現に取り組みます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
審議会の委員に占める女性の割合	41.2%	45.0%

関連計画

- 甲良町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
- 甲良町障害者活用推進計画



甲良町マスコットキャラクター「ココロちゃん」

政 策 7 社会保障を推進する

基本施策1 安定的な国民健康保険財政の推進

- 町ウェブサイトを積極的に活用して、国民健康保険の制度周知を図ります。
- 国民健康保険財政の健全化に向け、一部業務を委託するなどして一層の適正賦課に取り組むとともに、収納率を高めるための手法等について調査検討を行います。
- 被保険者の健康増進を図るため、疾病予防知識の普及啓発を推進するとともに、健診受診率向上のために、インターネットによる申込方法を導入するなどして改善に取り組みます。

基本施策2 国民年金制度の普及促進

- 年金相談や町広報誌等を用いて、国民年金制度の趣旨等の周知、啓発に努めます。
- 国や日本年金機構との連携の下、保険料の口座振替の促進や、納付が困難な方に対しては免除申請の説明・周知等に努め、年金保険料の収納率向上を図ります。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
国民健康保険税込納率	96.27%	96.50%



近江鉄道「尼子駅」駅舎



基本目標 4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町

基本方針

人口減少や少子高齢化は今後も続いていくことが想定されています。公共サービス提供に必要な安定的な財源を確保する観点からも、定住や移住を支える生活基盤の整備、災害に強く、安心・安全なまちづくりをさらに進め、転入者を増やし、人口減少を抑制します。

課題

人口減少と高齢化に伴って、公共バスや電車の利用者が減り、公共交通網の維持が大きな課題となっています。近江鉄道駅周辺の用地活用や、周辺市町と連携した取り組みを進めるとともに、家族や住民間の助け合いのほか、新たな施策の検討により、通院・買い物のニーズに対応していくことが求められています。



在士高虎公園 藤堂高虎公騎馬像



施策の体系

地球環境保全	自然環境と地球環境の保全
	うるおいのある水環境、河川・水路の整備と管理
	景観形成の推進
環境衛生	ごみ減量対策の推進
	ごみ処理体制・し尿処理体制の充実
	環境美化対策・公害対策の推進
	墓地公園の使用促進とあり方検討
防災・生活安全	消防力の充実
	防災体制の整備
	安心・安全な道路交通環境の整備・推進
	地域安全対策、防犯体制の推進
道路・公共交通	国・県道の整備
	町道等の整備
	人、自転車と共存する道路の整備
	公共交通ネットワークの形成
	住民との協調による事業の推進
上下水道	上水道の整備
	公共下水道の整備
	上下水道事業の経営の安定化
居住環境	良好な居住環境の確保
	地籍調査の推進
	住宅改善のための情報提供
生活消費	消費者保護の推進
	消費者の育成

政 策 ① 環境保全を推進し、地球環境を大切にする

基本施策1 自然環境と地球環境の保全

- 環境に負担をかけない生活様式を実現していくため、環境教育、環境学習を推進します。
- 自然環境保全に向けて機運醸成に努めるとともに、国の「世代をつなぐ農村まると保全向上事業」等の推進を支援します。
- 湖東定住自立圏等の広域連携で、緑のカーテン等の地球温暖化対策に取り組みます。
- 地球温暖化対策実行計画を運用し、行政が率先して二酸化炭素の排出削減を進めます。

基本施策2 うるおいのある水環境、河川・水路の整備と管理

- 魚つかみや水遊び等、水辺とふれあいながら子どもが遊ぶ場、地域住民のコミュニティの場として、親水公園や河川、ため池等の有効利用を進めるとともに、災害に強い施設に更新するため、土地改良区等と修繕や仕様変更等について協議を行い、協働の観点から甲良町の役割を担っていきます。
- 水害の未然防止や生態系に配慮した河川の維持管理を各集落と協働で進めます。
- 農業用排水路施設の適切なアセットマネジメントに向けて、財産所有者である土地改良区に対して、必要に応じて情報提供に努めます。また、集落内水路の水量不足課題に対して、土地改良区が一定の流量確保ができるよう支援に努めます。

基本施策3 景観形成の推進

- 集落内水路や農村環境の整備を進め、自然環境との調和を重視した本町らしい景観形成に住民や事業者等と協働で取り組みます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値	目標値
甲良町の良いところとして、「自然の豊かさがあること」と回答する割合	61.3% (令和元年度)	65.0% (令和7年度)
温室効果ガス(CO ₂)総排出量	2,217.6 t-CO ₂ (平成25年度)	1,790.4 t-CO ₂ (令和7年度)

関連計画

- 甲良町都市計画マスタープラン
- 甲良町地球温暖化対策実行計画
- 甲良町森林整備計画



甲良町の緑あふれる風景

政 策 ② 環境衛生を大切にする

基本施策1 ごみ減量対策の推進

- ごみ減量化に向けて、家庭及び事業者が取り組める工夫やアイデアを、ポスターや広報により普及啓発するとともに、国・県と連携して分別やリサイクルの促進施策を進めます。

基本施策2 ごみ処理体制・し尿処理体制の充実

- 湖東広域衛生管理組合と連携し、ごみ処理施設の適正な維持管理を進めます。
- 新ごみ処理施設建設に関して、関係市町との連携を図りながら、一部事務組合が実施する事業に対して協力します。
- 固形燃料活用方法の調査・研究に関して、湖東広域衛生管理組合と連携し適切な利用を行います。

基本施策3 環境美化対策・公害対策の推進

- 不法投棄や野焼き禁止の啓発強化と未然防止のため「広報こうら」等による啓発活動を行います。また、財政状況と効果を考慮しつつ看板や監視カメラ増設を検討します。
- 不法投棄監視員の組織充実を委託等によって図り、有効な監視体制を構築します。
- 町内事業者と協定締結や、事業者の理解を深めるための施策を通じて、環境保全、公害対策の推進に取り組みます。

基本施策4 墓地公園の使用促進とあり方検討

- 広報や町ウェブサイトでPRを行い、墓地公園の永代使用促進を図るとともに、利用者の状況を踏まえた今後の墓地公園利用のあり方について検討を行います。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
一人あたり燃えるごみの排出量	430.2 g/日	408.8 g/日

関連計画

- 甲良町一般廃棄物処理実施計画
- 甲良町災害廃棄物処理計画



せせらぎ遊園のまち

政 策 ③ 防災・生活安全を推進する

基本施策1 消防力の整備

- 消防団員の確保対策強化や資質向上、団の活性化や規制改正に取り組みます。
- 防火水槽の補修や、細い道路に活用できる消火設備、資機材の計画的更新に努めます。

基本施策2 防災体制の整備

- 地域防災計画等に基づき、各災害に応じた体制整備に努めるとともに、災害体制機能が発揮できるように研修等を行い、防災事業の推進を図ります。
- 民間施設、住宅、公共施設のライフライン機能の安全性の確保に努めます。特に耐震性能が確保されていない住宅は、県等の支援施策の活用を働きかけ、災害予防につなげます。
- 事業所等の防災に関する組織及び、地域住民の自主防災組織の充実を図ります。
- 防災活動を的確、円滑に実施するため、関係機関相互の応援協力体制の確立を図ります。
- 災害時に円滑な防災活動が遂行できるよう、備蓄更新や防災拠点の整備を推進します。

基本施策3 安心・安全な道路交通環境の整備・推進

- 交通安全上の危険箇所には交通安全対策を図るとともに、交通事故多発現場や交差点については、関係機関と協議の上、安全施設整備に努めます。
- すべての人に安全で利用しやすい道路整備に努め、交通弱者対策の充実を図ります。
- 交通事故防止に向け、学校や職場、地域で体験・実践型の交通安全教育を推進します。
- 地域での交通安全運動や通学路点検及び対策会議の実施、広報誌や防災無線等により、住民の交通安全意識の高揚に向けた広報啓発活動を行います。
- 交通安全協会、交通指導員等の指導組織の充実に努めます。

基本施策4 地域安全対策、防犯対策の推進

- 生活道路や通学路、死角箇所を中心に防犯灯及び防犯カメラの計画的な整備を進めるなどし、犯罪がない安心・安全なまちづくりを推進します。
- 広報啓発活動により防犯意識の高揚に努め、情報の迅速な収集・伝達や住民協働による予防体制を整備し、犯罪のないまちづくりを推進します。
- 広報誌や町ウェブサイト等を通じて関係制度の周知を図り、犯罪被害者支援に努めます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
消防団員の定員充足率	90%	90%以上
人口1,000人あたりの犯罪発生件数	0.73件	0.73件以下
防犯灯の新規設置件数	13件	15件

関連計画

- 甲良町地域防災計画
- 甲良町災害廃棄物処理計画

政 策 4 道路・公共交通を整備する

基本施策1 国・県道の整備

- 計画されている国・県道の整備促進に向けて、滋賀県国道連絡会や、湖東土木事務所等の関係機関への要請活動に取り組むとともに、湖東定住自立圏に係る周辺自治体等と連携し、都市機能の充実を図ります。
- 国道8号バイパスの整備計画の進捗を促すとともに、本町住民の理解を深めます。

基本施策2 町道等の整備

- 幹線町道を国・県道に準ずるものと認識し、財政状況に鑑みつつ優先順位を設けた上で、地元協議を図り、必要となる道路の改良整備を進めます。
- 各集落の要望を受け、財政状況に鑑みつつ、年次ごとに生活道路や橋梁等の改良整備を図ります。
- 生活道路の幅員を4.0m以上確保するため、地元と協議し年次整備を進めます。
- 改良後の道路補修対策に取り組めます。緊急を要する箇所については早急に対処します。

基本施策3 人、自転車と共存する道路の整備

- 幹線道路における自転車道、歩道の整備を計画的に行い、安全・快適な交通に努めます。
- 段差のない道路整備を図り、すべての人にとって安全で使いやすい道路整備を進めます。
- 道路におけるコミュニティゾーン整備、維持管理を進め、ふれあいの場を創出します。
- 植栽による沿道景観の形成を図るために、財政状況に鑑みながら、整備を図ります。

基本施策4 公共交通ネットワークの形成

- 湖東圏域公共交通活性化協議会を実施主体とする予約型乗合タクシーの運用により、交通弱者対策を進めます。また、新しい公共交通サービスを調査研究し、導入を検討します。
- 近江鉄道沿線自治体と連携し、近江鉄道駅を中心とした公共交通網の形成を促進し、利便性向上、利用者の維持増加を図ります。
- 住民にとってJR河瀬駅がより使いやすくなるよう、利用促進と啓発活動を進めます。

基本施策5 住民との協調による事業の推進

- 道路整備の円滑な推進、公共交通網の維持・形成のために、計画段階から住民参加の形で進め、住民理解の促進を図ります。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
近江鉄道「尼子駅」の年間乗降客数	154,395人	155,855人

関連計画

- 甲良町都市計画マスタープラン
- 甲良町橋梁長寿命化修繕計画

政 策 5 上下水道を整備する

基本施策1 上水道の整備

- 滋賀県水道ビジョンと整合を保った広域連携に基づく事業運営を行います。
- 水道の安心・安全と災害に対する強靱で継続性の保たれた水供給基盤を維持するため、計画的かつ効率的に更新及び整備を進めます。
- 災害に備え、広域連携や他水道事業者との協力体制を整備するとともに、町内水道事業者に対して早期復旧に向けた協力関係の構築に努めます。

基本施策2 公共下水道の整備

- 下水道第2期中期ビジョンと整合を保った共同化を目的として事業運営を行い、水洗化の普及促進を図ります。
- 災害に備え、滋賀県が締結している災害協定に引き続き参加するとともに、予防保全に向けた取り組み体制の構築に努めます。

基本施策3 上下水道事業の経営の安定化

- 事業収支計画に基づき、口座振替の推進、適切な水道施設設備への投資等、健全な財政運営に努めるとともに、効率的な運転管理によるコスト削減や、定期的な漏水調査等により有収率の向上に取り組みます。
- 上水道施設利用率の向上に取り組みます。
- 上下水道料金の未納金回収対策を進め、事業安定化につなげます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
上水道施設の利用率	36.4%	39.7%

関連計画

- 甲良町都市計画マスタープラン
- 甲良町社会資本総合整備計画

政 策 6 居住環境を整備する

基本施策1 良好な居住環境の確保

- 既存集落や尼子駅の周辺地を中心とした民間による新たな宅地開発を促進するとともに、既存住宅を活用するための空き家バンク制度の周知活用を進め、若者の定住・移住を図ります。
- 狭あい道路整備促進事業による生活道路の充実や、住まいの補助金制度の周知を行い、より良い居住環境の整備に取り組みます。
- 町の国土利用計画と整合を図りながら、集落を単位とした将来的な土地利用のあり方について検討を行い、長期計画の策定を促します。

基本施策2 地籍調査の推進

- 土地利用や、災害時の境界復元の観点から、地籍調査を着実に進めていきます。

基本施策3 住宅改善のための情報提供

- 高齢者や障害者等、すべての人が住みやすい住宅を整備していくために、国・県等が進める住宅改善に関する相談事業や融資制度等の情報提供を行います。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
地籍調査の進捗状況（率）	15.8%	36.5%

関連計画

- 甲良町国土利用計画
- 甲良町都市計画マスタープラン
- 甲良町空家等対策計画



せせらぎ遊園のまち

政策⑦ 消費生活(消費者保護)を推進する

基本施策1 消費者保護の推進

- 消費者ニーズの動向を把握しながら、様々な商品やサービスに関する情報の収集に努め、啓発物品配布や出前講座の開催により、消費者に情報提供していきます。
- 消費者被害等に適切に対応するため、関係機関と連携を図りながら、消費生活に関する相談対応に取り組みます。また、消費生活センターと情報共有を図り、相談に訪れた住民への確かな助言ができるよう体制整備に努めます。

基本施策2 消費者の育成

- 消費生活に関する理解促進を図り、自立した消費者の育成に向けて、関係機関と協力しながら、詐欺行為等に対する予防啓発活動に取り組みます。
- 限りある資源の有効活用と省エネルギー対策といった環境に配慮した消費生活を実践するため、広報誌等を通じて意識啓発を行うとともに、消費者団体や事業者と行政が一体となった取り組みの実施をめざします。

成果指標

重要業績評価指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
消費生活相談の対応率	100%	100%



桂城の滝 町内各所に滝の名所がある



基本目標 5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

基本方針

地方分権によって、都市間格差が生じる一方、創意工夫や自治体の熱量によって独自のまちづくりに取り組み、課題解決に向き合うことができます。公共サービス、町政運営の持続性を確保するために、効果的で効率的な行財政運営を推進するとともに、住民と行政の協働を一層進め、また、行政サービスのデジタル化や広域行政の推進等に取り組みます。

課題

少子高齢化により行政需要が高まっていることから、より効率的で効果的な施策展開が求められています。行政事務のデジタル化や自動化、広域化に継続的に取り組むとともに、地方創生推進交付金やふるさと納税に代表される自主財源の確保に関して、より一層積極的な動きが必要となってきました。



甲良町役場 庁舎



施策の体系

行財政運営	健全な財政運営
	行政改革の推進
	自主財源の確保
	地方財源の確保
	職員体制の整備
協働	広報活動の推進
	広聴・公聴の推進
	情報公開の推進
	自治基盤、まちづくり団体の育成・充実
デジタル化	行政手続きのデジタル化
	オープンデータの推進
	行政事務や会議の効率化
広域行政	定住自立圏形成協定に基づく施策の推進
	広域関係人口施策の推進
	広域行政体制の充実

政策① 健全な行財政運営を推進する

基本施策1 健全な財政運営

- 安定的な財政基盤の確立をめざし、本計画に定める理念や目標、施策等を推進するための健全で効率的な優先順位をつけた財源配分を行います。
- 変化や災害、緊急課題にも弾力的に対応できるように、財政調整基金をはじめとした基金への積み増しをめざします。

基本施策2 行政改革の推進

- 本計画の推進に向けて、PDCAサイクルによる行政評価を行い、事務事業の整理や見直しを行います。特に法定外の町独自事業について精査の上で改廃を行います。
- 新たな行政需要等に対応するため、事業のスクラップ・アンド・ビルドを進め、限られた職員定数の中で効率的な行政運営に努めます。
- 公有財産を適切に管理するとともに、有効な利活用に努めます。また、施設の修繕や大規模改修、統廃合による施設新設等を見据えた公共施設マネジメントを行い、公共施設等総合管理計画等と整合性を図りながら、中長期的な財政支出の平準化を図ります。
- 指定管理制度や民間資金活用（PFI）等を積極的に導入し、効率的かつ効果的な公共施設マネジメントや事務事業の見直しを図ります。

基本施策3 自主財源の確保

- 町税及び、各種使用料や負担金の収納率向上を進め、負担の公平・適正化に努めます。
- 受益と負担の関係から施設使用料や負担金の検証を行い、自主財源確保に努めます。

基本施策4 地方財源の確保

- 部署ごとに予算管理、執行ができる体制を整備するとともに、他部署と連携して事業計画の立案を図り、地方財源の安定的な確保に努めます。
- 国・県の交付金、補助金の確保に向けて、役場全体での情報共有を図り、充当可能性のある事業の場合は、積極的に申請を行います。

基本施策5 職員体制の整備

- 人事評価制度の導入により、職員の意欲や能力を高め、住民サービスの向上を図ります。
- 職員の健康管理、健康増進、安全対策の充実を図り、住民サービスの向上につなげます。
- 時代に適応した研修を実施し、先見性を持って行動する職員の育成に努めます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
経常収支比率	98.7%	95.0%以下

政 策 ② 住民と行政の協働を推進する

基本施策1 広報活動の推進

- 住民にとって役立つ情報、郷土愛醸成につながる、魅力ある広報誌づくりと、町ウェブサイトやSNSによる情報発信を行います。
- マスメディア等を通じた町政のPR、情報提供の推進に取り組みます。

基本施策2 広聴・公聴の推進

- 町政モニターをはじめとする積極的な広聴活動に取り組みます。また、町全体に影響を及ぼす重要な計画策定や事業に関して、公聴会や字単位の集会において説明を行います。

基本施策3 情報公開の推進

- 住民参加及び開かれた町政を実現するため、情報公開のさらなる推進に努めます。
- 文書管理システムを活用し、効果的・効率的な文書管理を推進するとともに、公文書保管スペースの整備等を図るなどして、増大する公文書の管理体制の充実に努めます。
- 情報化社会における住民不安を解消するため、個人情報保護の推進を図ります。

基本施策4 自治基盤、まちづくり団体の育成・充実

- 各集落のむらづくり活動をつなぐ役割、本町のまちづくりの協議・実践を行う役割を果たすことができるように、まちづくり協議会の充実にに向けた支援を行い、自治基盤の育成に取り組みます。
- 主体的、自立的な集落自治の促進に向けて、むらづくり委員会の活動支援を行います。
- まちづくり活動を行う団体・法人に対して、補助金交付等による支援を行い、協働推進に努めます。
- 住民と行政の協働を推進するための中間支援組織（NPO等）の設立をめざすなどの体制の構築を図るとともに、協働推進に関する計画策定に努めます。
- まちづくりを担う人材育成のために、甲良学「バサラ塾」等の企画を立案し推進します。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
まちづくり団体認定数	2件	4件



甲良西小学校運動会

政 策 ③ 行政のデジタル化を推進する

基本施策1 行政手続きのデジタル化

- 住民票や印鑑証明書等を発行する手続きのオンライン化の先進事例を調査研究するとともに、住民にとってデジタル化が可能な案件に関して実施に向けて取り組みます。
- 行政手続きの利便性向上のために、国のマイナンバー制度の普及啓発に取り組みます。

基本施策2 オープンデータの推進

- 町の行政情報を住民がタイムリーに入手・確認できるように、町ウェブサイトの適切な管理や改善、充実に努めます。
- 他市町のシステムクラウド化の推進状況を捉えながら、本町における効率的でオープン性が高いシステム運用のあり方を検討します。
- 図書館等の公共施設において Wi-Fi 等のネットワーク環境を整備するとともに、町域における 5G (第5世代デジタル通信) の普及促進を進めることで、公共施設や町域における情報の受発信環境をより良くしていきます。

基本施策3 行政事務や会議の効率化

- 議事録作成や定型的な業務を、RPA (ロボットによる業務自動化) の活用等により行政事務を効率化するなど、デジタル化の推進に取り組みます。
- 庁議や各種会議における資料配付を、その重要性や必要性に応じて、紙からデータへ移行するなどし、行政コストの削減を図るとともに、感染症対策等も考慮したオンライン会議のあり方を模索していきます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
マイナンバー普及率	10.6%	100%
各種証明書の非対面交付件数 (オンライン含む)	132 件	660 件



甲良町立図書館 (旧甲良町立甲良東小学校)

政策 4 広域行政を推進する

基本施策 1 定住自立圏形成協定に基づく施策の推進

- 湖東定住自立圏形成協定に基づき、医療福祉連携や公共交通網の構築、地産地消の推進等の諸課題に対して、関係市町と連携を図りつつ、本町の地域特性を活かして構成員としての役割を担います。

基本施策 2 広域関係人口施策の推進

- びわこ湖東路観光協議会や湖東三山観光振興連絡会、びわこビジターズビューロー等の広域観光、広域関係人口施策の推進に取り組む団体と連携し、本町のPRに努めます。
- 国・県等の補助事業の活用を図り、SNSやウェブサービス等により、周辺市町と協力した取り組みを進めます。

基本施策 3 広域行政体制の充実

- 消防、森林保全、火葬場、ごみ・し尿処理等の広域で取り組んでいる事業を推進するために、関係市町や機関と一体となって、体制充実に努めます。

成果指標

重要業績評価指標	基準値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
湖東定住自立圏域人口	156,157人	155,507人

※目標値は、「湖東定住自立圏共生ビジョン」で掲げられた数値

関連計画

- 湖東定住自立圏共生ビジョン
- 甲良町地域防災計画
- 甲良町一般廃棄物処理実施計画
- 甲良町災害廃棄物処理計画



滋賀県消防大会における甲良町消防団

第8章 基本計画の推進体制

第1節 庁内推進体制の整備と関係機関等との連携

本計画は本町の最上位計画にあたることから、その推進にあたっては、本計画に沿った全庁的な施策の推進が必要となります。そのため庁内各課の緊密な連携を図り、推進体制の整備を進めます。

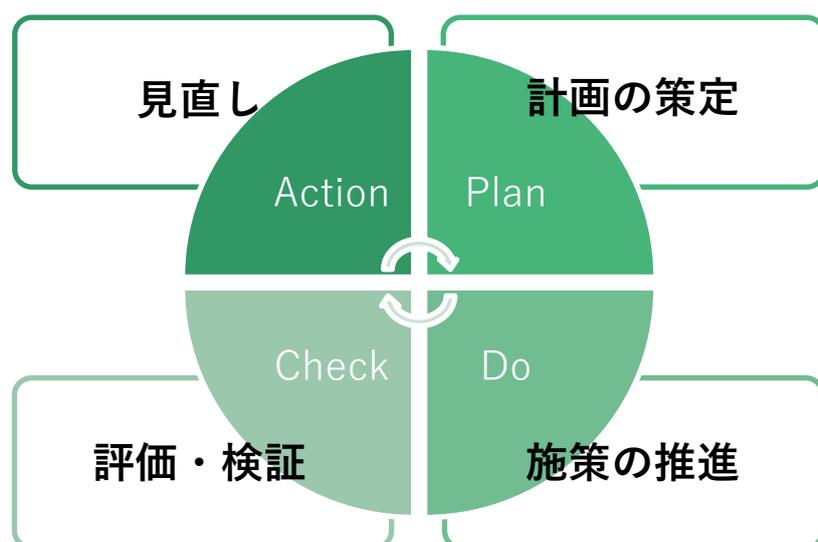
また、庁内推進体制の整備はもとより、住民や、幅広い分野における関係機関、事業者との連携の強化や、県及び湖東定住自立圏域内の自治体を中心に広域的な協力・連携を進めます。

第2節 進捗の管理

本計画の進捗管理にあたっては、重点プロジェクト、政策分野ごとに設定した評価指標及び目標値の達成をめざすために、ロードマップを作成して、各年度の進捗把握・点検に努めます。

第3節 計画の見直し

本計画に掲げた将来像及び基本目標を実現するために実施する主な事業は、事務事業評価や、毎年度実施する「行財政改革推進委員会」等における意見・助言を得ながら、硬直的に捉えることなく必要に応じて柔軟に対応するものとし、計画の円滑な推進及び改善、見直しに取り組みます。



資料編

(1) 諮問書・答申書

甲企監第 213 号
令和2年5月21日

甲良町総合計画策定審議会
会長 横山 幸司 様

甲良町長 野瀬 喜久男

第4次甲良町総合計画の策定について(諮問)

本町は平成22年4月に甲良町新総合計画を策定し、「森と琵琶湖を結ぶ『笑顔で暮らせる豊かな農村』」の実現を目指したまちづくりを進めてきました。その目標年度である令和2年度を迎える中、社会経済情勢は目まぐるしく変化しており、新たな課題への対応が求められています。

この度、令和12年(2030年)度を目標とする第4次甲良町総合計画の策定について、甲良町総合計画策定条例(平成31年3月20日条例第8号)第5条第1項の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

令和3年2月17日

甲良町長 野瀬喜久男様

甲良町総合計画策定審議会
会長 横山幸司

第4次甲良町総合計画策定について（答申）

令和2年5月21日付け甲企監第213号で諮問された、第4次甲良町総合計画の策定について、本審議会において、慎重に審議を重ねた結果、適切と認め別添の「第4次甲良町総合計画」のとおり答申します。

なお、計画の実施にあたっては、本審議会における意見を尊重するとともに、下記の附帯意見を十分に考慮されることを要望します。

記

- 1 本計画の趣旨と内容を伝える際には、住民に理解しやすいような形で伝えるよう努められたい。
- 2 本計画の推進にあたっては、適切な進行管理に努めた施策展開を図るとともに、職員はどのように実行していくかということを常に意識し、評価の検証を行うことに努められたい。
- 3 基本理念として定めた「せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち～住む人が誇りに思う町をめざして～」に基づき、子ども、若者から高齢者、性別や障害の有無にかかわらず誰一人取り残さず、いきいきと生活でき、住民が誇りに思うまちづくりに努められたい。
- 4 本計画に基づく事業の実施にあたっては、特に、重点プロジェクトとして位置づけた人口減少の抑制施策に関して、若者や子育て世代の定住・移住に注力して取り組むよう努められたい。

以上

(2) 策定の経緯

年月日	項目	内容
令和元年度		
11月15日	総合計画策定内部検討会議(第1回)	・総合計画策定の意義 ・総合計画の概要について
12月19日	総合計画策定内部検討会議(第2回)	・住民アンケート調査について ・施策の検証について
2月27日	中学生アンケート調査 (配布数 79 件、回収数 79 件)	・町在住の中学生に対するアンケート調査の実施
3月2日～ 3月26日	次期総合計画策定に伴う住民アンケート調査 (配布数 2,500 件、回収数 648 件)	・町在住の住民に対するアンケート調査の実施
令和2年度		
5月21日	第1回 総合計画策定審議会(全体会)	・委嘱状交付及び会長選任 ・総合計画策定に係る住民アンケート調査結果について ・今後のスケジュールについて
6月19日	第2回 総合計画策定審議会(全体会) ～次期総合計画策定のための勉強会～ 講師:横山幸司会長(滋賀大学教授)	・近年の総合計画策定に関する最新知見に基づく講義 ・現行計画の内部検証シート作成に関する説明
6月29日	総合計画策定審議会 第1回部会	・地域社会部会、生涯学習部会、産業部会の3部会に分かれて、関連する事項を審議 ・第1回部会は主に部会長による講義が中心
7月29日	総合計画策定審議会 第2回部会	・3部会に分かれて、内部検証結果に関する意見交換 ・施策体系の確認
8月25日	第3回 総合計画策定審議会(全体会)	・計画骨子案について
8月26日 ～9月25日	計画骨子案に対する委員及び庁内からの意見集約	
9月30日	総合計画策定内部検討会議(第3回)	・計画骨子及び成果指標の設定に関する意見交換 ・第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価について

令和2年度		
10月14日	総合計画策定審議会 第3回部会	・3部会に分かれて、内部検討結果を踏まえた計画素案について意見交換
11月18日	第4回 総合計画策定審議会(全体会)	・部会意見及び第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略評価結果を反映した、総合計画素案(修正版)について
12月14日	総合計画策定内部検討会議(第4回)	・パブリックコメント提出用の計画原案について ・重要業績評価指標(KPI)について ・第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略評価結果について
12月15日～ 12月23日	パブリックコメント提出用の計画原案及び、重要業績評価指標について庁内からの意見集約	
12月24日～ 1月7日	計画原案のパブリックコメント実施	
1月26日	第5回 総合計画策定審議会(全体会)	・パブリックコメント結果について ・計画答申案について ・答申書について
2月17日	総合計画策定審議会から町長への答申	

(3) 計画策定条例

甲良町総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政運営を図るため、町の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針で行政運営の基本方針として町長が定めるものであり、基本構想および基本計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 長期的展望に立ち、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想であり、目指すべき町の将来像およびそのための施策の大綱を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向および体系を示すものをいう。

(4) 実施計画 基本計画に位置付けされた施策を実現するための個別の事業を示すものをいう。

(策定および位置付け)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政運営を図るため、町の最上位の計画として、甲良町まちづくり条例（平成15年条例第7号）の理念のもとに総合計画を策定するものとする。

2 町長は、個別の行政分野に関する計画の策定または変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

3 町長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、実施計画を定めるなど必要な措置を講ずるものとする。

(審議会)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項および同法第202条の3第1項の規定により、総合計画の策定に関し必要な事項の調査および審議を行うため、甲良町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

(諮問および答申)

第5条 町長は、基本構想および基本計画を策定または変更（軽微なものは除く。）するときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

2 審議会は、諮問された内容について調査および審議を行い、その意見を答申するものとする。

(議会との協議)

第6条 町長は、基本構想を策定または変更（軽微なものは除く。）するときは、議会と協議を行う。

(公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、または変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(甲良町総合計画審議会条例の廃止)

2 甲良町総合計画審議会条例（平成元年条例第14号）は廃止する。

附 則

(令和3年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 総合計画策定審議会委員名簿

(敬称略)

	組 織 名	所 属 (職 名)	氏 名
1	学識経験者 (会長)	滋賀大学 経済学部 教授	横山 幸司
2	学識経験者 (副会長)	前甲良町まち・ひと・しごと創生 総合戦略推進委員会 委員長	若林 忠彦
3	商工観光代表	甲良町商工会 会長	濱野 圭市
4	商工観光代表	甲良町観光協会 会長	藤原 新祐
5	農業関係代表	甲良町農業委員会 会長	上田 勝
6	農業関係代表	JA 東びわこ 東部営農センター長	佐々木 康弘
7	教育関係代表	甲良町社会教育委員	上野 正人
8	教育関係代表	甲良町 PTA 連絡協議会 会長	山口 政也
9	金融関係代表	滋賀銀行高宮支店 支店長	新川 清隆
10	福祉関係代表	甲良町社会福祉協議会 会長	金田 勝幸
11	自治関係代表	甲良町区長会会長 池寺区長	村岸 久敏
12	自治関係代表	甲良町むらづくり委員会 副会長 在土むらづくり委員長	松原 由弘
13	交通関係代表	湖国バス株式会社 代表取締役	立川 敬一
14	住民代表 (公募委員)	横関区	辻川 淳一
15	住民代表 (公募委員)	法養寺区	清水 与志夫

(5) 用語集

あ

◆アセットマネジメント

様々な資産を管理・運用すること。

◆尼子氏

尼子氏は宇多源氏佐々木氏の流れを汲む京極氏の分家で、京極尼子家とも呼ばれる。佐々木道誉の孫・高久が、近江国甲良荘尼子郷（現在の甲良町）に居住し、名字を尼子と称したのに始まる。代々出雲守護代を務めた。

◆イノベーション

モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデル等に新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすこと。

◆インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

◆オープンデータ

誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布等ができるデータのこと。

か

◆会計年度任用職員

地方公務員法の改正に伴い、令和2年度から新たに設けられた非常勤職員のこと。

◆環境こだわり農産物

化学合成農薬及び化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証する滋賀県のブランド制度。

◆関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

◆企業版ふるさと納税制度

正式名称を「地方創生応援税制」といい、地域再生法に基づき認定された地方公共団体が実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して、企業等が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置を受けられる仕組み。

◆行政のデジタル化

情報通信技術の活用による行政手続等に係る住民や事業者の利便性の向上や、行政運営の簡素化を行うこと。令和元年5月に制定された「デジタルファースト法」に基づき、行政手続きのオンライン化をはじめ施策の展開が図られている。「行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）」とも言われる。

◆行政評価

行政機関が主体となって、総合計画の体系に基づき、自らの行政活動を点検・評価し、その結果を改善につなげていくことであり、それを仕組みとして行政活動に組み込んで実施すること。

◆協働

住民や行政、その他のまちづくりに関わる様々な立場の人が、お互いに尊重し合い、それぞれが対等な立場で協力し、ともに活動すること。

◆クラウド化

既存のインフラとして職場内で整備されているサーバーやソフトウェアを、クラウドサービスに移行すること。クラウドサービスとは、従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するものをいう。

◆ケアプラン

介護保険サービスの利用計画のこと。一人ひとりの利用者がどのような介護保険サービスを受ければ、質の高いその人なりの自立した生活が送れるようになるかを考えて、介護保険サービスを組み合わせた計画。

◆経常収支比率

収入に対する支出の割合のこと。地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税等の経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示しているもの。

◆公共施設マネジメント

地方公共団体が所管する公共施設を、自治体経営の視点から、総合的・統括的に管理・運営・活用する仕組み。

◆合計特殊出生率

一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子ども数の平均値のこと。

◆工場設置奨励金制度

当該自治体内で工場の新設、増設等をする場合に、一定の要件を満たせば、当該工場に課税される固定資産税や事業所税の額に応じて、奨励金を交付する制度のこと。

◆広報・広聴

広報とは、広く社会に対して報ずる（知らせる、伝達する）の意味。企業、組織や団体が社会に向けて「情報発信」すること。広聴とは、ある課題に関する社会の各分野・各方面の意見や要望を広く聴くこと。

◆甲良学「バサラ塾」

座学とフィールドワークを通じて、甲良町の歴史文化や豊かな自然といった魅力を学び、まちづくりに活かすための企画のこと。「バサラ」とは、主に 14 世紀の南北朝時代に、社会風潮や文化的流行をあらわす言葉であり、梵語で「バジャラ」を意味する金剛石（ダイヤモンド）に由来する。本町出身の佐々木道誉（佐々木高氏・京極道誉）がバサラ大名として特に有名。

◆こうらスマイルネット

各字から委員を募り、青少年の健全育成と非行防止を目的とした活動を実施している団体のこと。

◆甲良豊後守宗廣

甲良町出身の安土桃山時代から江戸時代前期の大江棟梁・建築家。日光山御宮造替や上野寛永寺五重塔の造営を担い、宗廣以降 11 代にわたり幕府作事方大棟梁を務め、江戸幕府建築の主要な作品を担当した。

◆子育て支援センター

主に乳幼児の子どもと子どもを持つ親が交流を深める場。

◆湖東三山

滋賀県湖東地方の西明寺、金剛輪寺、百濟寺の三つの天台宗寺院の総称。紅葉の名所と知られており、日本の紅葉名所百選にも選ばれている。

◆湖東三山観光振興連絡会

西明寺、金剛輪寺、百濟寺の 3 寺院のほか、甲良町観光協会、一般社団法人愛荘町秦荘観光協会、一般社団法人東近江市観光協会、一般社団法人愛荘町愛知川観光協会、東近江市観光物産課によって構成される観光振興組織。

◆湖東地域障害者自立支援協議会

彦根市、甲良町、愛荘町、豊郷町、多賀町の 1 市 4 に居住する身体・知的・精神等に障害のある人や子どもが地域で安心して生活できるよう支援し、社会参加を促進し、障害の有無によって分け隔てられることない共生する社会を実現するために設置されている組織。

◆子ども家庭総合支援拠点

管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、必要な支援に関する業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るもの。

◆コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域の住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組みのこと。平成 29 年 4 月から、各自治体の教育委員会にコミュニティ・スクールの導入が努力義務化された。

◆コミュニティゾーン

自動車の通行を主たる目的とはしない道路のこと。

◆コンプライアンス（法令遵守）

法律や内規等の基本的ルールを守って活動すること。また、法令に限らず社会的規範や倫理を守ることも含むとする場合もある。

さ

◆財政調整基金

年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の貯金のこと。

◆佐々木道誉（佐々木高氏・京極道誉）

甲良町出身の鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての武将、守護大名。足利尊氏と行動を共にし、室町幕府において政所執事や 6ヶ国の守護を兼ねた。当時の粋な装い・考え方をいう「バサラ」を取り入れた大名としても有名。

◆三位一体の税制改正

「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することをめざし、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの 3つを一体として実施された改革のこと。

◆指定管理制度

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループ等の法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度のこと。

◆重要業績評価指標 (KPI)

組織の目標達成の度合いを定義する補助的な指標のこと。英語表記は、Key Performance Indicators であり、略して「KPI」と表記されることが多い。

◆集落営農組織

集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織のこと。

◆消滅可能性都市

人口流出・少子化が進み、存続できなくなるおそれがある自治体を指す。民間の有識者らでつくる日本創成会議（座長・増田寛也氏）が通称「増田レポート」で平成 26 年に指摘したものの。

◆新型コロナウイルス感染症

近年では一般的に、令和 2 年に発生したウイルスが原因で起きる新しい感染症のことを指す。正式には、COVID-19 (coronavirus disease 2019) という。新型コロナウイルスに感染すると、発熱や咳、息苦しさ、その他の症状が現れ、感染が肺に及んで肺炎が起きると呼吸困難に陥る。

◆人工知能

コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能の働きを人工的に実現したもの。

◆人口ビジョン

各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。

◆スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、及び当該の任に就く専門職のこと。

◆スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職のこと。

◆せせらぎ探検隊

甲良町立小学校の 4～6 年生を対象に希望者を募り、学校ではできない体験学習を行っているもの。

◆世代をつなぐ農村まると保全向上事業

多面的機能支払制度のこと。地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目して支援を行う制度。

た

◆第 5 世代デジタル通信

日本では令和 2 年 3 月から商用サービスが開始された無線通信システムのこと。一般的に「5G」と略されることも多い。

◆たんぼのこ事業

田植えや収穫等の体験を通して、農業について学ぶ事業。

◆地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として市町村や地域包括支援センターが開催する会議体のこと。

◆地域包括支援センター

地方公共団体が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。

◆小さな政府

民間で過不足なく供給可能な財・サービスにおいて政府の関与を無くすことで、政府・行政など公組織・国営企業の規模・権限・介入を可能な限り小さくしようとする考え方。

◆地方創生

東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策のこと。

◆地方創生交付金制度

先駆性のある取り組みや、地方自らが既存事業の隘路を発見し打開する取り組み、先進的・優良事例の展開を積極的に支援していくため、従来の縦割りの事業を超えた財政支援を行う新型交付金。

◆中間支援組織（NPO等）

個人と国家をつなぐ役割を持った組織のこと。労働組合、農協や漁協、生活協同組合、NPO法人、私立大学、スポーツ協会等が該当する。

◆町政モニター

町政に関して広く町民から意見や提言等を聴き、町の行政施策の参考とすることを目的に設置したもの。

◆定住自立圏

中心市宣言を行った「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業や自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進するもの。それぞれ1対1で定めて締結するもので、各市町村において、その締結または変更にあたって、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たもの。

◆テレワーク・リモートワーク

テレワークは、場所や時間を有効に活用する柔軟な働き方のこと。リモートワークは、職場から離れた場所で働くこと。

◆藤堂高虎

甲良町出身の戦国時代から江戸時代初期にかけての武将・大名。築城技術に長け、宇和島城・今治城・篠山城・津城・伊賀上野城・膳所城・二条城等を築城した。浅井長政や豊臣秀吉、徳川家康に仕えた。伊予今治藩主、後に伊勢・津藩の初代藩主。

◆特化係数

自治体の域内従業者全体に占める産業別の構成比を、全国の産業別構成比で除した数値。特化係数が「1」を超える産業は、全国平均と比較して従業者数が多いことになり、特化係数が高い産業ほど本町における従業者が多く、本町の特色を示す産業であるといえる。

な

◆認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

は

◆ハラスメント

相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせることであり、「嫌がらせ」を指す。

◆非正規労働者

正規労働者以外の労働者をいい、具体的には期間の定めのある臨時工、契約社員、派遣労働者、パートタイマー等を指す。

◆ビッグデータ

一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど、巨大で複雑なデータの集合のこと。

◆びわこビジターズビューロー

滋賀の観光と物産の振興及び発展のために様々な事業を展開する機関。滋賀県観光連盟が名称変更となった組織のこと。

◆圃場整備事業

耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備すること。

ま

◆増田レポート

増田寛也氏と彼の私設の研究会である人口減少問題研究会が公表してきた論文の総称。「2040年までに全国の市町村の半数が消滅する」として、地方創生に向けた政策推進の必要性を提唱した。

◆緑のカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法のこと。

◆民間資金活用（PFI）

公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、または同一価格でより上質のサービスを提供する手法のこと。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に基づいて実施される。

ら

◆ロードマップ

目標達成までの行程表。進行計画案のこと。

わ

◆ワークライフバランス

仕事と、仕事以外の生活（友人関係、家族関係、趣味等）に関しての日々の時間の割合・比率のこと。日本では「仕事と生活の調和」とも訳されることが多い。

◆ワーケーション

「ワーク」(労働)と「バケーション」(休暇)を組み合わせた造語。観光地や地方都市でテレワーク・リモートワークを活用しながら、働きながら休暇をとる過ごし方のこと。

アルファベット

◆G I G Aスクール構想

義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境等を整備する5年間の計画。

◆ICT (情報通信技術)

情報・通信に関する技術の総称。英語表記の Information and Communication Technology の略称。IT (情報技術)に、コミュニケーション (通信、意思疎通) の概念を加えたもの。

◆RPA

ホワイトカラー業務を、ソフトウェアに組み込まれたロボットが代行する取り組みや、その概念のこと。Robotic Process Automation の略称。

◆SDGs

持続可能な発展目標のこと。平成27年9月に国連総会で採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する文書で示された令和32年(2030年)に向けた具体的行動指針。英語表記の Sustainable Development Goals の略称。

◆SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。主なものとして、TwitterやFacebook、LINE、Instagram等がある。

◆Wi-Fi

家の中で使っているパソコンやタブレット等のネットワーク対応端末が、ケーブルではなく無線の電波によって接続できるようになる規格のこと。英語表記の Wireless Fidelity の略称。